

『愚管抄』 — 問題点と試訳（1）

平成 29 年 6 月 19 日

目次

はじめに	p. 1
凡例	p. 2
作成分担者	p. 3
『愚管抄』の主な写本、刊本	p. 4
1. 写本	p. 4
2. 刊本	p. 5
『愚管抄』— 問題点と試訳 (1)	p. 7

はじめに

『愚管抄』は難解なテキストである。いくつかの優れた注釈や現代語訳もあり研究も重ねられているが、難解な箇所については解釈が分かれているのが実情である。数多くある写本の検討もまだ途上にあり、本来のテキスト復元には至っていない。

我々研究グループは、『愚管抄』に描かれた神仏共存世界の構造と慈円の思想を明らかにするという目的で本文の読解に取り組み、研究会での議論を重ねてきた。思想解釈を目的とするため、写本自体の検討は後回しにし、まずは岩波古典文学大系本（底本は島原本）を中心テキストとして、活字になっているいくつかのテキスト（底本は天明本や文明本など）との異同をチェックしつつ読解を進めることとした。読解作業はいまだ途上であるが、読解・議論のために作成した資料の一部を、ここに成果報告書として公開する。

本報告書作成の目的は、本文の解釈および現代語訳を行う際に問題になる箇所や疑問点を挙げ、現行の注釈・現代語訳を検討し、その上で新たな解釈を加えた試訳を提示することにある。未解決の疑問点・問題点は、そのまま挙げてある。

本報告書『『愚管抄』——問題点と試訳（1）』では、『愚管抄』巻第二末にある追記から巻第三の途中までを対象としている。他の箇所については（2）以降の番号を付して、改めて追加公開する予定である。

*本報告は、科学研究費助成事業の助成を受けた研究成果の一部である。

- ・研究課題名：神仏共存世界における人間の「現存」に関する倫理的な研究—『愚管抄』を中心に—
- ・課題番号：26370035
- ・種別・年度：基盤研究（C）（一般）・2014（平成26）年度～2016（平成28）年度
- ・研究組織：研究代表者
上原雅文（神奈川大学・外国語学部・教授）
研究分担者
柏木寧子（山口大学・人文学部・教授）
吉田真樹（静岡県立大学・国際関係学部・准教授）
栗原剛（山口大学・人文学部・准教授）
連携研究者
佐藤正英（東京大学・名誉教授）

凡例

1. 『愚管抄』の「本文」を1文ずつ表形式に区分し、「校異」「問題点・試訳」を付した。さらに「本文」を相互参照しやすくするために、行頭に通し番号を付した。
2. 「本文」は、「島原本」（島原市公民館所蔵松平文庫）を底本とする岡見正雄・赤松俊秀校注『日本古典文学大系 愚管抄』（岩波書店、昭和42（1967）年、以下「大系本」と記す）によるが、独自に変更してある。「本文」に関する凡例は以下の通りである。
 - ①旧字は新字に変更した。
 - ②句読点は底本から見直す意味で独自に変更した。
 - ③〔 〕と下線については、凡例4-②、5-③を参照のこと。
 - ④踊り字に関しては、一の字点（「ヽ」および「ヅ」）はそのまま表記し、くの字点（「∨」および「シ」）は表記せず、文字を繰り返して表記した。例：「ヨク∨」→「ヨクヨク」
 - ⑤漢文表記で訓点があった場合、訓点は表記しないこととした。
 - ⑥必要に応じて中黒（・）を付した。例：「伝教弘法→伝教・弘法」
 - ⑦会話文を表すかぎ括弧は、原則として大系本に準じた。
3. 「頁・行」は、大系本の頁・行を記した。ただし記載は段落分けしてある部分のみとし、最初に頁数を、ハイフンの後に行数を記した。

段落分けの場所は基本的に大系本に従った。さらに細かく段落分けした場合は、新しい段落分けの頁・行をイタリックで記し、変更した理由を「問題点・試訳」欄に記した。

4. 「校異」の凡例は以下の通りである。

①校異に用いたのは以下の刊本であり、行頭の略称によって示した。

- ・国…黒坂勝美編輯『新訂増補国史大系 第十九卷』（吉川弘文館、昭和5（1930）年）
- ・全…中島悦次著『愚管抄全註解』（有精堂、昭和44（1969）年、平仮名は片仮名に改めた）
- ・文…丸山二郎校註『愚管抄』（岩波書店（文庫）、昭和24（1949）年）
- ・阿…岡見正雄・赤松俊秀校注『日本古典文学大系 愚管抄 附載（阿波本）』（岩波書店、昭和42（1967）年）

（それぞれの刊本の底本、および校合に使用された諸本については、

『愚管抄』の主な写本、刊本の p. 5～p. 6 を参照のこと。）

②相違点は以下のように示した。

- ・本文の相違箇所は〔 〕で括弧。
- ・校異欄は、相違箇所（〔 〕）、相違している刊本の略称、相違の内容の順に記した。
- ・複数の刊本で同じ相違が見られる場合は、略称を続けて表記した。
- ・複数の刊本で仮名と漢字の相違のみが認められるときは仮名に一括した。

③校異は、意味に相違がない場合は記さないこととした。具体的には、仮名と漢字の相違、送り仮名の有無、オとヲ/ワとハ/イとキ/太神宮と大神宮などである。

5. 「問題点・試訳」の凡例は以下の通りである。

①本欄は原則的に読解上重要と考える点について取り上げ、試訳を付して見解を示したものである。中でも特に注目したのは、句読点、現代語訳（意味）、段落分けなどである。

②誤記と思われるものも問題点の中に記した。

③問題点が本文の一部である場合は、本文及び試訳の該当箇所の下線を施した。

④先に問題点を記し、その後に試訳を【 】内に記した。しかし、特に問題がない箇所であっても、読解の便宜のために試訳のみを記した箇所もある。

⑤本文の他の箇所を参照する場合、行頭の通し番号に基づき No. ～と記した。大系本の頁数で参照箇所を示す際は頁数と行数で p. ～～と記した。

⑥本欄の作成に際し、参照した注釈等は以下のように略した。

- ・大系本頭注→大系本頭注
- ・中島悦次『愚管抄全註解』積注→全註解積注
- ・大隅和雄訳『愚管抄 全現代語訳』→大隅訳

⑦試訳は大系本頭注、全註解積注、大隅訳を参考にしつつも、独自に作成した。

⑧試訳において、以下の目的のために（ ）で言葉を補った。

- ・通読して意味が通りやすくなる
- ・一般的な人物名の明示 例)「大職冠（藤原鎌足）」
- ・専門用語の説明・補足

作成分担者

- ・上原雅文 No. 1～No. 123
- ・栗原 剛 No. 124～No. 165、No. 250～No. 356
- ・柏木寧子 No. 166～No. 249
- ・吉田真樹 全体調整
- ・佐藤正英 総監修

『愚管抄』の主な写本、刊本

(日本古典文学大系をはじめ諸刊本の解説・凡例などを参照して作成。写本については、主なものを収集後、内容を再確認する予定。)

1. 写本

①文明本 宮内庁書陵部所蔵 六帖 袋綴

- ・現存諸本のうち、最古の写本。
- ・片仮名。平仮名が混用されている部分もあり。
- ・皇帝年代記、朱雀天皇の頭初 27 文字で終わる。
- ・奥書より、文明 8 (1476) 年、書写。

②河村本 宮内庁書陵部所蔵 二帖 袋綴

- ・平仮名。
- ・上帖 (巻一 (現在は二) ~ 四) 下帖 (巻五・六・附録)
- ・奥書より、天明 4 (1784) 年、河村秀根が書写。

③天明本 宮内庁書陵部所蔵 七帖 袋綴

- ・平仮名。
- ・奥書より、伴宿禰 (山岡浚明) が宝暦 10 (1760) 年に文明本をもとに他の三本 (未詳) をもって校合したものを底本とし、天明 8 (1788) 年に藤原忠寄が書写。
- ・巻第一は朱雀天皇 27 文字まで。巻第二は改めて朱雀天皇から。

④史料本 東京大学史料編纂所所蔵 七帖 袋綴

- ・平仮名。巻によって片仮名を用いている。巻第三は平仮名、巻第四は片仮名。
- ・巻第一・二の構成は天明本と同じ。
- ・巻第二 (片仮名) の末尾、巻第二を菅原為庸から借りて書写 (延宝 6 (1678) 年)
- ・筆致より江戸時代後期の書写と推測される (大系本、解説)

⑤阿波本 東京大学文学部所蔵 二帖 袋綴

- ・片仮名。
- ・上帖 (皇帝年代記、桓武天皇まで)、下帖 (巻第三全部)。
- ・上帖の奥書より、正和 2 (1313) 年、尊円法親王が年代記の欠損部分を、写本をもって書き加えた (どの部分かは不明) という。
- ・下帖の奥書より、貞治 6 (1367) 年、之盛が「正本 (慈円自筆本か)」をもって校合。
- ・阿波本の書写は、近世に入ってから。

(阿波本と文明本とは、十カ所相違 (「新訂増補国史大系」昭和 39 年版月報))

⑥島原本 島原市公民館所蔵松平文庫 八帖 袋綴

- ・原則、片仮名。平仮名も混じる。
- ・巻第一は二本あり。一本の構成は文明本と同じだが、もう一本の構成は阿波本と同じ (尊円法親王の奥書もあり)。

・文明本と近似しながらも相違し、阿波本とも一部一致する。文明本より古体を伝えるか？

・書写は、筆致より推測すると江戸時代前期。

⑦宮本 神宮文庫所蔵 旧豊宮崎文庫 写本

・『新訂増補国史大系 第十九巻』で校合

⑧林本 神宮文庫所蔵 旧林崎文庫 写本

・『新訂増補国史大系 第十九巻』で校合

⑨凶本 帝国図書館本

・『新訂増補国史大系 第十九巻』で校合

2. 刊本

①近藤瓶城『史籍集覧 巻二』(明治 33 (1900) 年)

・底本：天明本

「古は不忍文庫旧本、今小杉氏杉園所蔵に帰する所、山岡妙阿弥校本を以て著録し、旁、浅草文庫真仮名本、埴氏温故堂蔵本を以て明治十五年五月一校、三十三年再版また再校了 近藤瓶城」

②黒坂勝美『新訂増補国史大系 第十九巻』(吉川弘文館、昭和 5 (1930) 年)

・底本：文明本(宮内省図書館(宮内庁書陵部)所蔵)

・校合：イ本 原本の注

集本 『史籍集覧 第二冊』(明治 33 (1900) 年)

河本 宮内省書陵部所蔵 河村秀根奥書 写本

宮本 神宮文庫所蔵 旧豊崎宮文庫 写本

林本 神宮文庫所蔵 旧林崎文庫 写本

凶本 帝国図書館本

史本 東京大学史料編纂所本

③丸山二郎『愚管抄』(岩波文庫、昭和 24 (1949) 年)

・底本：『新訂増補国史大系 第十九巻』(吉川弘文館、昭和 5 (1930) 年)

・校合：松本彦次郎所蔵の諸本との引合本(村岡の、阿波本との対校を引載)。

④中島悦次『愚管抄全註解』(有精堂、昭和 44 (1969) 年)

(『愚管抄評釈』(国文研究会、昭和 6 (1931) 年) もほぼ同じ)

・底本：天明本(東京帝国図書館所蔵)

・校合：帝凶本・凶本 東京帝国図書館所蔵の写本

伴本 凶本に引用された伴信友(?)の校本
集覧本 『史籍集覧 第二冊』

大系本 『旧 国史大系 第十四巻』

新大系本 『新訂増補国史大系 第十九巻』

一本 凶本または新大系本に校合された異本

史本 新大系本引用の東京大学史料編纂所本

⑤岡見正雄・赤松俊秀『日本古典文学大系 愚管抄』(岩波書店、昭和 42 (1967) 年)

・底本：島原本(長崎県島原市公民館所蔵松平文庫)

- ・校合：別本（島原市公民館蔵別本）
文明本（宮内省書陵部所蔵）
河村本（宮内省書陵部所蔵）
天明本（宮内省書陵部所蔵）
史料本（東京大学史料編纂所所蔵）
- ・参照：阿波本（東京大学文学部所蔵）
上野本（国会図書館（旧上野図書館）蔵）
林崎本（旧林崎文庫蔵）

⑥岡見正雄・赤松俊秀『日本古典文学大系 愚管抄 附載（阿波国文庫本）』

- ・底本：阿波本（東京大学文学部所蔵）

『愚管抄』——問題点と試訳（1）

通し番号	頁・行	本文（島原本）	校異	問題点・試訳
1	126-15	此皇代年代之外ニ、神武ヨリ ^{承久〔三〕年也} 去々年ニ至ルマデ、世ノウツリ行道理ノトヲリヲカケリ。	〔三〕国全文：ニ	・以下、巻第二末の追記部分。赤松俊秀は、皇帝年代記以外の記述の下限が承久元年であることから、「去々年」を「承久元年」、傍記の「承久三年」を追記が書かれた年号とする。以下の訳の（ ）はそれに従う。が、諸説あり。 【この皇帝年代記の他に、神武天皇から一昨年（承久元年）に至るまでの、世の移り行く道理の一通りを書いた。】
2		是ヲ能々心得テミン人ハミラルベキ也。		・「是」が何を指示するか不明。「心得テ」から読むのか、「心得」ようとして読むのか、という訳にも関係する。大隅訳および全註解訳は前者だが、後者で訳した。 【このこと（移りゆく道理）をよくよく理解しようとする人はご覧になるが良い。】
3	126-16	偏ニ仮名ニ書ツクル事ハ、是モ道理ヲ思ヒテ書ル也。		・段落替え。ここから仮名文で書く事の意味と道理との関係を述べているため。 【ひたすらに仮名文で書き記すのは、これも道理を思っ書いたのである。】
4		先是ヲカクカハント思ヨル事ハ、物シレル事ナキ人ノ料也。		
5		此末代ザマノ事ヲ〔ミ〕ルニ、 <u>文簿</u> ニタヅサワレル人ハ、〔高〕キモ卑モ、僧ニモ俗ニモ、〔アリガタク〕学問ハサスガスル由ニテ、僅ニ真名ノ文字ヲバ読ドモ、又其義理ヲサトリ知レル人ハナシ。	〔ミ〕国全文：知 〔高〕国全文：貴 〔アリガタク〕全：アリガタクテ	・「末代ザマ」を「末の代のありさま」と訳した。「代」と「世」は異なることに注意。 ・「文簿」は、大系本頭注では「〔文籍〕の誤記か。書籍のこと」とあるが、日本国語大辞典に「記録などを書きとどめるための帳面。記録簿。帳簿。」とあり、『日本三代実録』と『愚管抄』のこの箇所が例示されている。大隅訳に習って、「文筆」とした。 【この末の代のありさまを見るに、 <u>文筆</u> にたずさわっている人は、身分の高い人も低い人も、僧も俗人も、貴重な学問はやはり行うこととして、僅かに漢字の文章を読むけれども、その意味をしっかりと知っている人はない。】
6		男ハ、紀伝・明経ノ文ヲホカレドモ、ミシラザルガ〔ゴトシ〕。	〔ゴトシ〕国文：如也	
7		僧ハ、経論・章疏アレドモ、学スル人スクナシ。		
8		日本紀以下、律・令ハ我国ノ事ナレドモ、今、スコシ読トク人アリガタシ。		
9		仮名ニカクバカリニテハ、倭ト詞ノ <u>本体</u> ニテ文字〔ニエ〕カ（ゝ）ラズ。	〔ニエ〕国全文：へ	・「本体」は、大系本頭注で「真の姿」、大隅訳で「本来の性格」。ここでは「本来のあり方」と訳した。文意は、大和言葉は仮名でしか表記できないが、そのような大和言葉は、本来的に漢字と関係できないものである、ということ。

				【仮名で書くだけの（大和言葉の）表記は、大和言葉の <u>本来のあり方</u> として漢字に <u>関係すること</u> はできない。】
10		仮名ニ書タルモ、猶ヨミクキ程ノコトバヤムゲノ事ニシテ、人はヲワラフ。		・前文との関係がわかるよう、（ ）に言葉を補った。 【(そのような、漢字で表記できない大和言葉を) 仮名で書いても、なお読みにくい程の言葉を最悪の事として、人はこの表現を笑う。】
11		ハタト・ムズト・シヤクト・〔ド〕 ウト、ナドイフコトバドモ也。	〔ド〕 国文：ト	
12		是コソ、此ヤマトコトバノ <u>本体</u> ニテハアレ。		・「是」は、前文の「ハタト、ムズト」などであるが、漢字で表記できない、漢字と無関係にし字要されている言葉、である。 【これこそ（漢字と無関係に使用されている言葉こそ）、まさしくこの大和言葉の本来のあり方である。】
13		此詞ドモノ心ヲバ、人皆是ヲシレリ。		・「心」は「意味」と訳したが、言葉に込められた心、という意味合い。 【この言葉群の意味を、人は皆知っている。】
14		アヤシノ夫トノ事人マデモ、此コトノ〔ハ〕ヤウナルコトグサニテ、多事ヲバ心エ〔ラル〕ハ也。	〔ハ〕 国文：なし 〔ラル〕 国全文：なし	
15		是ヲオカシテ〔カ〕ズ〔ハ〕、タゞ真名ヲコソ用イルベケレ。	〔カ〕 全：借 〔ハ〕 国文：バ	【これ（仮名）を変だとして書かないのならば、ただ漢字をこそ用いるべきであろう。】
16		此道理ドモヲ思ツマケテ、是ハカキ付侍リヌル也。		・仮名で書くこと自体の意味を「道理」とする。以上の内容と同様な説明が巻第七の冒頭にある（大系本巻第七、p. 319～322 参照）。 【これらの道理（仮名で書くことの意義・有効性）を思い続けて、書き記したのである。】
17	127-15	サスガニ此国ニ生レテ、是程ダニ、国ノ <u>風俗</u> ノナレルヤウ、世ノウツリ行ヲモムキヲ、ワキマヘシラデハ又アルベキ事ニモアラズト、思ハカラヒ侍ゾカシ。		・段落分け。以下は、道理の理解のための、記述の多少とその記述方法についての説明。 ・「風俗」は、「風習」「しきたり」、具体的には王法仏法体制や撰閣体制などを指すと思われる。 ・「ヤウ」は頻出。ここは「方」としたが「様」でも。 ・「ヲモムキ」も道理に関する説明で頻出。ここでは「様子」としたが、「傾向」「事情」「趣旨」「意味」といった意味もある。 【何といってもこの国に生まれて、せめてここに書いた事ほどだけでも、国の <u>しきたり</u> の成り立ち <u>方</u> や、世が移り変わりゆく <u>様子</u> を、わきまえて知っていなければ（この国に生まれた者として）あるべき在りようではないと、思いめぐらすのだ。】

18		カキオトス事、申タキ事ノ多サハ、是ヲカク人ノ心ニダニ残ル事ハ多く、アラワス事ハ少クユソ侍レバ、マシテスコシモゲニゲニシキ才人ノ目ニサコソハミルベケレ〔ド〕、サノミカキ侍ラバ、ヲホカタノ文ノオモテヨ〔ダ〕ケク多ク成テ、〔ミ〕ル人モアルマジ。	〔ド〕全：ト 〔ダ〕国全文：タ 〔ミ〕国全文：知	・次の文の訳が問題となるため、この文も訳出した。大隅訳とほぼ同じ。 【書き漏らした事、申したい事の多さについては、これを書く人の心にさえ残る事は多く、書き表す事は少ないので、ましてや少しでももらしい才人の目には記述が少ないように見えるだろうが、そのように（多くの事を）のみ書いたなら、大方の文面が仰々しく多くなって、読む人もいないだろう。】
19		〔ア〕カレヌベ〔ケレバ〕皆トゞメツ。	〔ア〕国全文：書 〔ケレバ〕国全文：クハ	・全註解訳は、本文を「書カレヌベクハ」として、「書かれてよい事は皆かきとめた」となっている。「トゞメ」は「後に残す」意とする。ここでは、大系本本文の「アカレヌベケレバ」として、以下の訳とした。前文との文脈からも大系本の方がいいように思われる。 【（見たとしても）飽きられるだろうから、（多くの事については）皆書くのをとどめた。】
20		又無益ノ事ドモ書〔グ〕シタリトアリヌベキハ、皆思トコロ侍ベシ。	〔グ〕国文：尽	・「アリヌベキ」の「ヌベキ」は「当然」の意として、「思うに違いない箇所」と訳した。全註解は「見えること」、大隅訳は「思われそうなところ」。 【（逆に）また無益の諸事を書き添えたと（読む人が）思うに違いない箇所は、皆思うところがあって書いたのである。】
21		心アラン人ノ目ヲトゞメン時ハ、心ヲツクルハシトナリ、道理ヲワキマウルミチト成ヌベキ事ヲノミカキテ侍ル也。		・「ミチ」は、全註解訳、大隅訳ともに「道」と訳してあるが、ここではその内容がわかるように「手立て」と訳した。 ・この「成ヌベキ」の「ヌベキ」も「当然」の意としたが、「可能」の意とも取れる。その場合、「手立てとなり得ること」。全註解訳は「可能」と取っている。 【心ある人が（読んでいて）目をとめる時、（そこが）興味関心を持つ端緒となり、道理をわかまえる手立てとなるに違いない事のみを書いたのである。】
22		才学メカシキカタハ、是ヨリ心ツキテ、我今更ニ学問セラルベキ也。		・「才学メカシキカタ」は、大系本頭注「才能や学問らしい方面」、全註解訳「学問めかしい方面」、大隅訳「学問的な方面」。「カタ」を「方面」と取ると、「道理ヲワキマウル」こととは別の方向を指すように思われる。代案として、「カタ」を「人」と取って、「学識・才能のありそうな人は」「道理をワキマウル」ことを深めるために学問をせよ、という意味にとって訳してみた。 【学識あるふうの人は、これによって興味関心を抱いて、自分で今改めて学問をなされたらよいであろう。】
23		又人語リツタフル事ハ皆タシカナラズ、サ〔シ〕モナキロ弁ニ〔テ〕マコトノ詮意趣ヲバイヒノケタル事ドモノ多ク侍レバ、其ウタガヒアル程ノ事ヲバ、エカキトゞメ侍ラヌ也。	〔シ〕国全文：ル 〔テ〕国：なし	・「詮意趣」は、「最も大事な考え」と訳した。大隅訳「真実の意味」、全註解訳注「究極の趣意。眼目の趣旨」。 ・「イヒノケタル」を、大隅訳は「取り落とす」、大系本頭注および全註解訳注は、「説破する」。意味は大隅訳に近いが、ここでは「言い外す」とした。 【また人々が語り伝える事は皆確かではなく、大したことはないが達者な物言いによって真実の最も大事な考えを言い外している事なども多いので、そこに疑わしさがあるほどの事は、書

				きとめることができなかつた。】
24	128-8	カク心得テ、是ヨリツギツギノ巻ドモヲバ、 <u>此〔時代〕〔二〕引合〔ツハ〕見ルベキ也。</u>	〔時代〕国全文：時代時代 〔二〕国文：なし 〔ツハ〕国全文：セテ	<ul style="list-style-type: none"> ・段落分け。No.3 からNo.23 まで、仮名で書いたこと、記述の多少とその記述方法などが説明されているが、それらのことを「心得テ」、巻第三以降を読むべきである、とするまとめの一文なので段落を分けた。 ・「此時代」は、大系本頭注「現在をさす」、大隅訳「現在の時代」。全註解は「此時代時代」という本文のため、「この時代時代」とする。「現在」と取るのには無理がある。「此」を皇帝年代記と取れば、「此時代」は「皇帝年代記に記載した各時代」となり、意味的には全註解と同様となる。 <p>【このように（以上のような執筆意図を）理解して、以下の次々の諸巻を、<u>皇帝年代記に書いた各時代を参照しつつ読んで欲しい。</u>】</p>
25	128-10	此一帖ノ奥ヲバ、今四五代モカクバカリトテ料紙ヲオキテ、カクカケルヲモ、イマ物モアラジトテ、 <u>思ヨラデ</u> 見ノコス人モ侍ランズラン。		<ul style="list-style-type: none"> ・「思ヨラデ」は、次の文章に関係する。大隅訳と同じく「気づかいなで」と訳したが、意味としては、「考え及ばないで」であろう。見落としてしまう人の「考えの浅はかさ」が込められている。 <p>【この皇帝年代記の終わりのところで、まだ四五代も書く見当で用紙を設けておいて、（その用紙に）このように書いたのを、もう見るものはないだろうとして、<u>気付かないで見残す人もあるだろう。</u>】</p>
26		奥ニテカヤウノ物ニハ、カク書ツクル事モアランカシナド思ヒテ、ヒラキヒラキシテ文ヲミル程ノ心アルベクモ侍ラヌ世ニテ、今ハ <u>人ノ心ムゲニスクナク成ハテ</u> 、侍レバ、 <u>是</u> モカク書ツクル事ヲバ道理カナト見ナサルベキ也。		<ul style="list-style-type: none"> ・「人ノ心」の「心」は、全註解は「物を理解する心」、大隅訳は「物の道理を理解する心」とするが、しっくりこない。「ヒラキヒラキシテ文ヲミル程ノ心」とも取れる。その場合、「心」に関しては、「アルベクモ侍ラヌ」と「ムゲニスクナク成ハテ」で、繰り返しの表現に見えるが、「世」と「人」で分けた繰り返しと見なせる。試みに、そのように訳した。 ・「是」は「追記」と取った。 <p>【終わりのところでこのような用紙に、このように（追記を）書き記す事もあるかもしれないなどと思って、繰り返し開いてみるほどの心はあるべくもない時代で、今は（<u>そのような</u>）<u>人の心</u>がはなはだ少なく成り果てているので、<u>追記</u>もこのように書き記すことを道理だなど見なされたい。】</p>

27	129-2 (巻第三)	年ニソヘ、日ニソヘテハ、物ノ道理ヲノミ思ツバケテ、老ノネザメヲモナグサメツハ、イトゞ年モカタブキマカルマヽ〔ニ〕、世中モヒサシクミテ侍レバ、昔ヨリウツリマカル道理モアハレニオボエテ、神ノ御代ハシラズ、人代トナリテ神武天皇ノ御後、百王トキコユル、スデニノコリスクナク、八十四代ニモ成ニケルナカニ、保元ノ乱イデキテノチノコトモ、マタ世継ガモノガタリト申モノ〔モ〕カキツギタル人ナシ。	〔ニ〕国全文 阿：ニハ 〔モ〕文：ヲ	<ul style="list-style-type: none"> ・「物」は事物や事象の総称としての「物」と解し、そのままとした。 ・「マカル」は「行く」とした。大系本と同じ。「ウツリマカル」は、大隅訳「移り変わってきた」、全註解「推移して来た」。 ・原文は一文であるが、訳は二文に分けた。 <p>【年のたつにつれ、日のたつにつれては、物の道理ばかりを思い続けて、老いて寝覚めがちになった夜半をも気持ちを慰めつつ、ますます年老いて衰えていくままに、世の中も久しく見てきたので、昔より移り行く道理も身にしみて思われてくるのである。神々の時代のことは知らないが、人の代になって神武天皇の後、王は百代までと世に知られているが、すでに残り少なく、今や八十四代（順徳）にもなっているなかで、保元の乱が起って以降のことも、また世継の物語（大鏡・栄華物語）というものも書き継いだ人はいない。】</p>
28		少々ア〔リ〕トカヤウケタマハレドモ、イマダエミ侍ラズ。	〔リ〕国全文：ル	
29		ソレハミナタゞヨキ事ヲノミシルサントテ侍レバ、保元以後ノコトハミナ乱世ニテ侍レバ、ワロキ事ニテノミアランズルヲハバカリテ、人モ申ヲカヌニヤトヲロカニ覺テ、ヒトスズニ世ノウツリカハリオトロヘ〔クダル〕コトハリ、ヒトスズ〔ヲ〕申サバヤトオモヒテ、思ヒツゞクレバ、マコトニイハレテノミ覺ユルヲ、カクハ人ノ〔オモハ〕デ、〔道理〕ニソムク心ノミアリテ、イトゞ世モミダレヲダシカラヌコトニテノミ侍レバ、コレヲ思ツゞクル心ヲモヤスメント思テカキツケ侍也。	〔クダル〕国文：タル、全：ニタル〔ヲ〕全：ニ〔オモハデ〕阿：オモイハテ〔道理〕全文阿：コノ道理	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヒトスズニ……ヒトスズヲ」は、全註解は「一途に……一途に」、大隅訳は「一途に……ひたすら」。「ヒトスズヲ」を服しに訳しているが目的語である。 ・「コトハリ」は、以下すべて「ことわり」と訳した（「道理」との違いがある可能性があるため）。 ・「イハレテ」は、大系本頭注「道理がたっている」、大隅訳「道理があること」、全註解「いわれがあつてもっとも」。ここでは「道理」とまでは表現しようとしていない。「いわれがあつて」という現代語も少し軽いように思われるため、「理由のあること」とした。 <p>【それというのも誰も良いことのみを書き記そうとするため、保元の乱以降はすべて乱世であるから、悪い事のみになるだろうことを憚って、人々も記しておかないのだろうかと思われるが、それは賢くないように思われて、一筋に世の中が移り変わり衰え下ることわりの、その一つの筋道を述べようと思って、考え続けていると、本当に理由のあることのみであると考えられるのに、そのように人は思わないで、道理に背く心のみあつて、いっそう世も乱れて穏やかでないことばかりになっているため、このことを思い続けている心を休めようとして書き記すのである。】</p>
30		皇代年代記アレバ、ヒキアワセツハミテ、フカク心ウベキナリ。		
31	130-2	神武ヨリ成務天皇マデハ、十三代、御子ノ王子ツガセ給ヘリ。		
32		第〔十四〕ノ仲哀ハ景行の御ムマゴニテゾツガセ給ケル。	〔十四〕全：十四代	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニテ」を「として」と訳したが、「にて」、「で」、「であつて」でもよいだろう。 <p>【第十四代の仲哀天皇は景行天皇の御孫として跡をお継ぎになった。】</p>
33		成務ハ御子オハシマサデ、成務四十八年ニゾ仲哀ヲ		

		バ東宮ニタテ給ケル。		
34		景行ノ御子ノ、フタ子ニテムマレオハシマシケル次郎ノ御子ヲバ日本武尊ト申ケル。		
35		御年卅ニテシロキトリニ〔ナリ〕、ソラヘノボリテウセ給ニケ〔リ〕。	〔ナリ〕国全文：ナリ テ、阿：ノリ (ノにナイと傍記) 〔リ〕国全文：ル	
36		仲哀ハソノ御子ナリ。		
37		コノ仲哀ノ后ニハ、神功皇后ヲゾシタマヒケル。		・「シタマヒケル」の主語は仲哀天皇ではない。このような構造の文章は多い。あえて主語を立てれば神となるだろうが、明記されない場合が多く、訳出する際の問題である。大隅訳は「この仲哀天皇はかの神功皇后を后となさった」とする。 【この仲哀天皇に、后として神功皇后をめあわせられた。】
38		コノ皇后ハ開化天皇五世ノムマゴ息長ノ宿禰ノムスメナリ。		
39		応神天皇ヲハラミ給テ、仲哀〔天皇〕ノ〔御時ノ神ノ〕御ヲシエニヨリテ、仲哀ウセ給テノチ「シバシ、ナムマレ給ソ」トテ、女ノ御身ニテ男ノスガタヲツクリテ、新羅・高麗・百濟ノ参国ヲバウチトリ給テ後〔ニ〕、筑紫ニカヘリテウミノミヤノ槐ニトリスガリテ〔ゾ〕、応神天皇ヲバウミタテマツリ給ケル。	〔天皇〕国全文：なし 〔ニ〕国全文：なし 〔ゾ〕国全文：なし	・「(御時ノ神ノ)」は本文のまま。頭注に上野図書館本の傍注から挿入、とある。
40		サテ〔神功皇后〕、仲哀ノ後、応神ヲ東宮ニタテ〔、〕、六十九年ガアイダ撰政シテ世ヲバオサメテウセ給テ後、応神位ニツキテ四十一年、御年ハ百十歳マデオハシ〔マシ〕ケリ。	〔神功皇后〕国全文阿文：神功皇后ハ 〔、〕国文：なし 〔マシ〕国文：なし	
41		仲哀ハ神ノ御ヲシヘニテ新羅等ノ国ヲウチトラントテ、ツクシニオハシマシテ、ニワカニウセ給ニケリ。		
42	130-15	マヅコノ次第ヲ思ヒツマクルニ、最道理ハ十三代成務マデ、継体正道ノマヽニテ、一向国王世ヲ一人シテ輔佐ナクテ事カケザルベシ。		・史実の後の道理解釈(評価文章)は段落を分けた方が良い。 ・「次第」を「一連の経緯」と訳した。大系本頭注「順序」、大隅訳「経過」。 ・「最道理」の「最」は、この上ない、第一番の、最たる。その言葉の後に(が現れているの)を挿入した。この箇所、大系本頭注は「最も道理が通っているのは」とする。大隅訳は「道理そのものがあらわれている」とする。

				【まず以上の一連の経緯について思い続けるに、この上ない道理（が現れているの）は十三代の成務天皇までで、皇位継承が正道（御子が継承）のままであって、ひたすらに国王一人で世を治めて補佐する者がいなくても欠けたところがなかった。】
43		仲哀ノ御トキ、国王御子ナクバ〔孫〕子ヲモチキルベシトイフ道理イデキヌ。	〔孫〕阿：別イと傍記	・「イデキヌ」。ここでは「出現した」と訳したが、道理が新しくあらわれる時の言葉に注意すべきであろう。「アラハス」もあり。 【仲哀天皇の御時、国王に御子がいなければ御孫に皇位を継承するべきであるという道理が出現した。】
44		仲哀神ノヲシヘヲカウブラセオハシマシナガラ、其節ヲトゲズシテニハカニウセ給ニケリ。		
45		コレハ如是ノアイダ、神ノヲシヘヲ信ゼサセ給ハヌ事オホク〔テ〕、ウセ給ニケリトナン。	〔テ〕全：シテ	
46		サテ皇后ハ女身ニテ王子ヲハラミナガラ、イクサノ大將軍セサセ給ベシヤハ。		
47		ムアレサセ給テ後マタ六十年マデ、皇后ヲ国主ニテオハシマスベシヤハ。		・「皇后ヲ国主ニテオハシマスベシヤハ」は、直訳だと以下ようになる。主語は神か。 【どうして応神天応をお産みになった後さらに六十年まで、皇后を国主としてあらせられたのか。】
48		コレハナニ事モサダメナキ道理ヲ、ヤウヤウアラハサレケルナルベシ。		・「アラハサレケル」の主語も神か。 【これは何事も定まったことはないのだという道理を、次第に現されたのであろう。】
49		男女ニヨラズ天性ノ器量ヲサキトスベキ道理、又母后ノオハシマサンホド、タゞソレニマカセテ御孝養アルベキ道理、コレラノ道理ヲ末代ノ人ニシラセントテ、カハル因縁ハ和合スル也。		・「シラセン」の主語も神か。神が「因縁」を「和合」させたのか。 【(国主をつとめるには、) 男女によらず天性の才能を優先すべきであるという道理、また母后が御在世でいらっしやる間は、ただ母のはからいにまかせて孝行をするべきであるという道理、これらの道理を末の代の人々に知らせようとして、このような因縁の和合が生じたのである。】
50		コノ道理ヲ又カクシモ、サトル人ナシ。		・「カクシモ」は、「カク」に強調の助詞「シ」と詠嘆の助詞「モ」がついた語。 【(しかし) この道理をまたこのようにも、悟り知れる人はいない。】
51		次ニ、成務ノサキ、景行ノ御時、ハジメテ武内大臣ヲヲカル。		
52		コレマタ臣下イデクベキ〔道理〕ナリ。		・「道理ナリ」を「道理（の現れ）なのである」とした。事實は、道理そのものではないだろう。大隅訳は「道理をあらわすもの」とする。 【これはまた臣下が出現するという道理（の現れ）なのである。】
53		武内ハ第八ノ孝元天皇ノヤシハ子ナリ。		・「ヤシハ子」は玄孫。孫の孫である。しかし景行紀では、ひ孫。大系本頭注、全註解で指摘されている。

54	131-12	サテ応神ノ御ノチ清寧マデ八代ハ、皇子々々ツガセ給フ。		【さて応神天皇から清寧天皇までの八代は、(それぞれが) 皇子として皇位を継承なさっている。】
55		仁徳ノ御子ハ三人マデ位ニツカセ給フ。		【(応神天皇の御子) 仁徳天皇の御子は三人(履中・反正・允恭)まで皇位にお即きになった。】
56		顕宗ノ御時、コレハ又履中ノムマゴナリ。 ^{〔顕宗ノ事ナリ〕}	〔顕宗ノ事ナリ〕 国全文阿：	・国全文には傍記なし。 【(ところが清寧天皇の次の天皇である) 顕宗天皇の時、(顕宗天皇は清寧天皇の御子ではなく) 履中天皇の孫だった。】
57	131-13	仁徳天皇ハ、応神ウセオハシマシテノチ、御在生ノ時〔太子ニ立給フ〕 宇治皇太子也。	〔太子ニ立給フ〕 文：立給フ太子	・段落替え。 【(さて) 仁徳天皇については、(その即位について考えてみると、) 応神天皇がお亡くなりになった後、応神天皇が御在世の時に皇太子に立てられていたのは宇治皇太子であった。】
58		ソレコソ〔ハ〕 則即位セサセ給ベカリケンニ、仁徳ハアニ、テオハシマシケレバニヤ、「仁徳ヲ位ニツカセ給ヘ」ト申サセ給ケリ。	〔ハ〕 全：なし	・即位する前なので、「仁徳」のままとした。以下同様に即位前は「天皇」を付けないで訳す。 【(よって) 宇治皇太子こそが則ちご即位なさるべきであったが、仁徳が兄であるという理由からであろうか、太子は「仁徳を皇位にお即かせください」とおっしゃった。】
59		〔仁徳〕ハ「太子ニ立給タリ。〔イカデ〕サルコト候ハン」ト、互位ニツカントイフアラソヒコソアル事ヲ、コレハワレハツカジツカジトイフアラソヒ〔ニ〕、三年マデムナシク年ヲヘ〔ニ〕ケレバ、宇治ノ太子「カクノミ論ジテ、国王オハシマサデトシフル事、民ノ〔タメ〕ナゲキナリ。我身ヅカラ死ナン」トノタマヒテ〔ウセ〕給ニケリ。	〔仁徳〕 国全文：又仁徳 〔イカデ〕 国文：イカデカ 〔ニ〕 国全文：ニテ 〔二〕 国全文：なし 〔タメ〕 国全文：タメモ 〔ウセ〕 国全文：ウセサセ	【仁徳は、「(宇治皇太子がすでに) 太子にお立ちになっている。どうしてそのような事があろうか」と、(いつもなら) 互いに皇位に即こうとする争いがあるところを、この時はお互いに自分は皇位に即きたくないという争いで、三年まで決まらないままに年を経たので、宇治皇太子は「このような事のみを論じ合って、国王がおられないままに経過する事は、民にとって悲しむべき事である。私がみずから死のう」とおっしゃってお亡くなりになった。】
60		コレヲ仁徳キコシメシテ、サハギマドヒテワタラセ給タリケレバ、三日ニナリケルガタチマチニイキカヘリテ御物ガタリアリテ、猶ツイニウセ給ニケリ。		【このことを仁徳がお聞きになって、騒ぎ惑っておいでになっていたので、(宇治皇太子は) 三日後に急に生き返ってこられて(仁徳と) 話をされたが、それにもかかわらずついにお亡くなりになった。】
61		其後仁徳ハ位〔ニ〕 ツキテ八十七年マデオハシマシケリ。	〔ニ〕 全：ニハ	【その後、仁徳は皇位に即いて八十七年間まで天皇でいらっしやった。】
62	132-7	コノ次第コソ心モコトバモヲヨバネ。		・史実の後の評価文故に段落変え。 【(仁徳天皇の即位に関する) この一連の経緯こそ、心も言葉も及ばないほどの事である。】

63		人トイフモノハ、身ヅカラヲワスレテ他ヲシルヲ〔実道〕トハ <u>申侍也</u> 。	〔実道〕 国全：実ナリ	・「申侍也」、これでいいか。ここだけ「ですます調」。 【人というものにおいては、自分のことを忘れて他人のことを考えるということが真実の道であると申します。】
64		コノ宇治太子ノ御心バヘヲアラワサンレウニ、太子ニ立マイラセラレ〔ケル〕ニヤトコソ推知セラレ侍レ。	〔ケル〕 全文：ニケル	・「アラワサン」の主語は？ 大隅訳では「宇宙」。冥衆の応神天皇か。 【この宇治皇太子の（真実の道にかなった）心の性質を <u>現そうとする</u> ために、太子にお立てになったのではないだろうかと推測される。】
65		応神ナドノ、御アトノコトハ、サダメテ〔カバミ〕オボシメシケン。	〔カバミ〕 国：カカミ	【応神天皇など（雄略天皇までの天皇など）の、自分の跡継ぎの事は、（代々の天皇が）きつと道理に照らし合わせてお考えになったのだろう。】
66		日本国ノ <u>正法</u> ニ <u>コソ</u> 侍メレ。		・「正法」は訳さず、そのままとした。 ・「コソ」の強調を「のだ」と訳した。「まさしく」を入れても可。 【（応神天皇から清寧天皇までの八代は、御子が皇位を継承するという）日本国の <u>正法</u> （の時代）であったのだ。】
67	132-11	ソノ、チ御子タチ三人ミナ御位ニツカセ給フ。		・内容的には、132-6 (No. 61) から続く。 【その後（仁徳天皇がお亡くなりになった後）は、御子達が三人みな皇位にお即きになった。】
68		武内大臣コノ御時マデ候〔ヘ〕ケリ。	〔ヘ〕 全：ヒ	【大臣の竹内宿禰はこの時（仁徳天皇の時代）まで仕えていた。】
69		二百八十〔四〕年ヲヘテ、カクレタル所ヲシラズトコソ申ヲキタレ。	〔四〕 国全 文：余	・『簾中抄』には「二百八十余年」とあり、『略記』は「二百四十四年」とある（大系本、51頁）。ここは本文を「余」と訂正するか。 【（景行天皇から仁徳天皇まで）二百八十 <u>四</u> 年を経て（仕え）、亡くなったところは知らないと言えられている。】
70		ツギツギニ履中・反正・允恭ト、三人アニヨリヲト、ザマヘ御位ニテ、安康ハ允恭ノ第二皇子ニテオハシマシケルガ、第一ノ太子ヲコロシタテマツリテ位ニツカセ給ニケリ。		【（仁徳天皇の後、）次々に履中天皇・反正天皇・允恭天皇と、三人が兄よりその弟へと即位されたのであるが、安康天皇は允恭天皇の第二皇子でいらっしやったのに、第一の皇太子を殺害なさって皇位にお即きになった。】
71		ユ、シノ仁徳ノ御ムマゴナガラ、ニサセ給ハズ〔ナド〕、アサマシク覚ユルモシルク、三年ノホドニ、マ、コノ眉輪王トテ七歳ニナラセ給ケルトゾ申ツタヘタル、コノ眉輪ノ王ニコロサレ給ニケリ。	〔ナド〕 全：ニヤト、国 文：サヤト	【恐れ多い仁徳天皇の御孫でありながら、似ていらっしやらないなど、ひどい事だと思えることも予兆であって、即位後三年ほどたって、継子の眉輪王という当時七歳だったと伝えられている人がいて、その眉輪王に殺されておしまいになった。】
72		又、スナハチ円ノ大臣ノ家ニテ眉輪モツブラモコロサレニケリ。		【また、たちまちに円の大臣の邸宅で眉輪王も円の大臣も殺されてしまった。】
73		ワヅカ〔二〕三年ノホドノ乱逆、コレモ <u>世</u> ノスエヲ、	〔二〕 国全	・「世ノスエ」を、ここでは「世が末であるということ」と訳した。「ザマ」「ヤウ」がないの

		又コトノハジメニヲシヘ〔ヲ〕ケルニヤ。	文：ニ 〔ヲ〕国全 文：なし	で。 ・「又コトノハジメニヲシヘヲケル」が訳しにくい。「コト」とは？ 「ヲシエヲケル」の主語は？ 【わずか二、三年ほどの間の乱逆であったが、これも世が末であるということ、 <u>また事</u> （様々な出来事）のはじめに教え置かれたのだろうか。】
74		マユワノ王ノ〔チハ〕大草香 ^{〔透イ〕} ノ皇子ハ、安康ノ〔ヲトハ〕ナリ。	〔弟子ノイ〕 国全文阿：なし 〔チハ〕国全 文：テハ 〔透イ〕国全 文阿：なし 〔ヲトハ〕国 全：御ヲトハ	・大草香皇子は安康天皇の父允恭天皇の弟、つまり安康天皇の叔父。 ・「ヲトハ」。弟ではなく叔父が正しい。この場合の訂正の表記は？ 【眉輪王の父である大草香皇子は、安康天皇の <u>弟</u> （叔父の誤り）であった。】
75		コノヲトハヲコロシテソノメヲトリテ后ニシテ、楼ノウヘニタノシミテモノガタリシテ、「コノマハコノ〔マユワ〕オトナシクナリテ、思〔トコロ〕ヤアラズラン」ト、ヲホセラレケルヲ、ロウノシタニテキハテ、母ノヒザヲマクラニシテサケニエヒテフシ給ケルヲ、ハシリノボリテ、御カタハラニアリケルヲチヲトリテ、〔クビ〕ヲウチキリタテマツリテ、ツブラノ大臣ノ家〔ヘ〕ニグテオワシタリケリト申ツタヘタリ。	〔マユワ〕国 全文：マユワ 王 〔トコロ〕国 文：心 〔クビ〕全： 御クビ 〔ヘ〕国全 文：ニ	【（安康天皇は）叔父の大草香皇子を殺してその妻を奪って后にして、高樓に登って楽しく話していた時に、（天皇が）「この継子の眉輪王が成人したら、父を殺した自分に対して恨みを抱くのではないか」とおっしゃったのを、（眉輪王は）高樓の下で聞いて、（天皇が）自分の母の膝を枕にして酒に酔っていらっしゃったところに、走り登って、傍らにあった太刀を取って首を討ち取って、円の大工の邸宅へ逃げておられたと伝えられている。】
76		カヘスガエス、コノ事ハ思ヒ知ルベキ事ドモカナ。		・「ドモ」は「いくつか」と訳した。 【返す返す、この事件については思い知るべき事が <u>いくつか</u> あるのだ。】
77	133-10	ソノ次ニ、雄略天皇ハ安康ノヲトハニテ、位ニツキテ世ヲオサメタマヘリ。		【（安康天皇が亡くなった後、）その次に、雄略天皇は安康天皇の弟として、皇位に即いて世をお治めになった。】
78		次ニ清寧天皇ハ雄略ノ御子ニテツガセ給タリケルガ、皇子ヲエマウケ給ハデ、履中天皇ノ御マゴ二人ヲムカエトリテ子ニシテ、アノ仁賢ヲ東宮ニタテハ、ヲトハノ顕宗ハ皇子ニテオハシマシケリ。		【次に清寧天皇は雄略天皇の御子としてお継ぎになったが、御子がおられなかったので、履中天皇の御孫を二人迎えとって子にして、兄の仁賢天皇を東宮に立てて、弟の顕宗天皇は皇子でおられた。】
79		コノ二人〔ハ〕安康ノ世ノ乱ニオソレテ、播磨・丹波ナドニニゲカクレテオハシケルヲ、タヅネイダシタテマツリ〔ケル〕ガ、清寧ウセ給テ、兄ノ東宮コソハツガセ給ベキヲカタク辞シ〔テ〕、ヲトハノ顕宗	〔ハ〕全：なし 〔ケル〕国全 文：タリケル	・「十二月」は、正しくは十一月。 【この二人は安康天皇の時の世の乱れを恐れて、播磨・丹波などに逃げ隠れておられたのを、捜し出しておつれたのであるが、清寧天皇がお亡くなりになって、兄の東宮こそが後を継ぐべきところを固辞して、弟の顕宗天皇にお譲りになっている間に、互いに折れることがなかつ

		ニユヅリ給ケルアヒダニ、タガヒニタワマズオハシマシケレバ、[イモウト]ノ女帝ヲ二月ニ位ニツケタテマツリテアリケルガ、其年ノ十二月ニウセ[サセ]給ニケレバニヤ、ツネノ皇代記ニモミエズ、人モイトシラヌサマ也。	[テ]全：申シテ [イモウト]全：御妹 [サセ]全：なし	たので、妹の女帝を二月に皇位にお即かせになったのだが、その年の十二月（十一月の誤り）にお亡くなりになったのであるからだろうか、通常の皇代記にも見えず、人々もたいして知らないありさまである。】
80		飯豊天皇トゾ申ケル。		【(この女帝は) 飯豊天皇と申し上げる。】
81		コレハ甲子ノトシトゾシルセル。		【これは甲子の年のことであつたと記してある。】
82	134-4	サテ次年ノ乙丑ノ歳ノ正月一日、顕宗天皇位ニツカセ給ヌ。		【さて翌年、乙丑の年の正月一日に、顕宗天皇が皇位にお即きになった。】
83		アノ東宮ナルヲヨキテ、ヲトノタビノ皇子ニタテ、オハシマスヲ、サノミタガヒニユヅリテモ[イカバハ]、群臣タチモコトニスハメ申ケレバ、アノ御命、臣下ノハカラヒニシタガヒテ、ツキニツカセ給ニケリ。	[イカバハ]全：イカバハト	・「イカバハ」は、「どうして……だろうか、決してそんなことはない」の意で、下の語を省略して断定を強めた言い方、とする。 【兄が東宮であるのを差し措いて、弟をただの皇子に立てておられたのを、そのように互いに譲ってもどうして決着しましょうかと、群臣達も特に勧め申し上げたので、兄のご任命と、臣下の計らいに従って、ついに皇位にお即きになった。】
84		サレドワヅカニ三年ニテ崩御アリケレバ、ツギニ皇太子ノ仁賢天皇位ニテ、十一年ニテカクレサセ給ニケリ。		【しかしわずかに三年で崩御されたので、次に皇太子であった仁賢天皇が皇位に即いて、十一年在位されてお亡くなりになった。】
85	134-8	コレヲ思フニ、カナラズ位ノ御運ヲノヲノオハシマシケルニ、ヲトハ御命ミジカク、アニハ御命ノナガケレバ、ソノ[運命]ニヒカレテカクハアリケルニコソ。	[運命]文：御運命	・事実に対する評価の段として、段落替え。 ・「運命ニヒカレテ」の意味はこれでいいか。 ・「カクハアリケルニコソ」の訳はこれでいいか。 【この間の事を思うに、必ず皇位についての御運がおのおのの天皇にはおありになるが、弟は寿命が短く、兄は寿命が長かったので、その(寿命の長短という)運命に導かれてこのようになった(弟の方が先に天皇になった)のだろう。】
86		人ノ命ト果報トハ、カナラズシモツクリアハセヌ事也。		・この訳でいいか。全文の内容とも関係するが。 【人の寿命(の長短)と果報(のよしあし)は、必ずしも合致しているわけではない。】
87		末代ザマニコソ、ツギツギノ職位マデコノコトハリ[ハ]ミエ侍レ。	[ハ]国全文：多ク	【末の世のありさまだからこそ、(皇位より下の)職位にまでこの道理はみて取れるのだ。】
88	134-13	サテ仁賢ノ太子ニ武烈天皇ト申、イフバカリナキ悪王ノ[イデキテ]、十二位ニ[ツキ]、十八マデオハシマシケレバ、群臣ナゲクヨリ外ノ事ナカリケルホドニ、皇子モマウケタマハデウセ給ニケレバ、国	[イデキテ]国：なし [ツキ]全：ツキテ	・文末が「タル」なので、次の「継体天皇」に続き、文章は切れていない。が、便宜的に二文に句切る。 【さて仁賢天皇の皇太子に武烈天皇と申し上げる、いいようもない悪王が出現して、十歳で皇位に即いて、十八歳まで在位なされたので、群臣は嘆くよりほかの事はないほどであったが、

		王ノタネナクテ世ノナゲキニテ、臣下アツマリテ、越前国ニ応神〔天王〕ノ五世ノ皇子オハシマシケルヲモトメイダシマイラセテ、位ニツケマイラセタル、継体天王ト申テ、コノサキザキヨリハ久シク廿五年タモチ給テ、トシゴロキナカニテ民ノ様ヲモヨクヨクシロシメシテ、コノ御時コトニ国モヨクオサマリテ、皇子三人ミナ次第二位ニツカセ給ニケリ。	〔天王〕全：なし	皇子を得られないでお亡くなりになったので、国王の血筋が途切れて世の嘆きとなった時、臣下が集まって、越前国に応神天皇の五世の（子孫の）皇子がおられたのを捜し出し申し上げて、皇位にお即けになった。 それは継体天皇と申し上げて、前の諸天皇よりは長く二十五年間のご在位であって、長年田舎で民の様子もよくお知りになっていて、この在位の時は特に国もよく治まって、皇子三人がみな次々と皇位をお継ぎになった。】
89		安閑・宣化・欽明ナリ。		【それは安閑天皇・宣化天皇・欽明天皇である。】
90		アニ二人ハホドモナシ。		【兄の二人（安閑・宣化）の在位期間は短かった】
91		欽明天皇ノ御時ハジメテ仏法コノ国に渡テ、聖徳太子、スエニ御ムマゴニテムマレ給シヨリ、コノ国〔ハ〕仏法ニマボラレテ今マデタモテリトゾミヘ侍ル。	〔ハ〕全：ニハ	【欽明天皇の時、はじめて仏法がこの国に渡ってきて、聖徳太子が、欽明天皇の在位期間の末に孫としてお生まれになってから、この国は仏法に守られて今まで保ってきたとまさしく思われるのだ。】
92	135-7	仁徳天皇八十七年タモタセ給テノチ、履中ヨリ宣化マデ十二代、無下二位ノ御治天下程ナシ、允恭ゾ四十二年久シクオハシマス。		【仁徳天皇が八十七年間皇位を保たれて後、履中天皇より宣化天皇までの十二代は、その御治世はほとんど短いものであったが、（ただ）允恭天皇の御治世は四十二年の長さであった。】
93		此十二代ノ間ニハ、安康・武烈ナノメナラズアシキ御代ナリ。		【この十二代の間では、安康天皇や武烈天皇（の御代）は甚だしく悪しき御代であった】
94		顕宗・仁賢ハ、仁徳ト宇治〔太子〕トノ例ヲオボシメシテメダタケレド、マタ程ナシ。	〔太子〕全文：なし	【顕宗天皇と仁賢天皇は、仁徳天皇と宇治皇太子との前例をお考えになって（皇位を譲り合い）賞賛すべきであったのであるが、また在位は短かった。】
95		コレヲハカリミルニ、 <u>一期一段ノヲトロフルツギメニコソ</u> 。		・「一期一段ノヲトロフルツギメ」の訳、および意味が不明。 「正法」と「？」との継ぎ目。第一段階と次の段階の継ぎ目。参考：第二段階（巻第七）？ ・「コソ」の強調を「違いない」と訳した。 【このことを考えてみるに、 <u>一時期一段階の衰え（があるものだが、この時期は一持期と一時期と）の継ぎ目であるに違いない。</u> 】
96		人代ノハジメ成務〔マデ〕、サワサワト皇子皇子ツガセ給テ、正法トミエタリ。	〔マデ〕国全阿文：マデハ	【人代のはじめ（の神武天皇）から成務天皇までは、滞りなくそれぞれの皇子が皇位を継承して、正法の時代であったと見える。】
97		仲哀ハハジメテ国王ノムマゴニテ〔ツガセ〕給フ。	〔ツガセ〕全：位ニ即カセ	【仲哀天皇は初めて国王の御孫として皇位を継承なされた。】
98		神功皇后、又開化ノ五世ノ女帝ハジマリテ、応神天皇イデオハシマシテ、「今ハ我国ハ神代ノ〔気分〕アルマジ、ヒトヘニ人ノ心タマアシニテオトロヘンズラン」トオボシメシテ、「仏法ノワタランマデ」トマ	〔気分〕国全文：気分モ〔レ〕国全：メ	・会話文ではないが、内心の声に「」を付けた。 ・「允恭・雄略ナド王孫モツマカズ」とあるが？ 允恭天皇はその長男が継いだわけではないが、一応、孫まで続く。雄略天応は皇子の清寧天皇で途切れている。 ・「治天下相応シガタクテ」を「天下を治める事が困難となって」と訳したが、本文のニュアン

		モラセ給ケ〔レ〕ドモ、代々ノ聖運ホドナクテ、允恭・雄略ナド王孫モツバカズ、又子孫ヲモトメ〔ナ〕ドシテ、其後仏法ワタリ〔ナドシ〕テ、国王バカリハ治天下相応シガタクテ、聖徳太子東宮ニハ立ナガラ、推古〔天皇〕女帝ニテ卅六年ヲオサメオハシマシテ、崇峻天皇コロサレ給フコトナドイデキナガラ世ヲオサメ、仏法ヲウケヨロコバザリシ守屋ノ臣ヲ〔バ〕、聖徳太子十六ニテ蘇我大臣ト同心シテタ、カヒウシナヒテ、仏法ヲオコシハジメテ、ヤガテイマニイタルマデサカリナリ。	〔ナ〕全：ナン 〔ナドシ〕国全：なし 〔天皇〕全：なし 〔バ〕国全：なし	スが落ちている気がする。 ・内容的な事だが、「其後仏法ワタリ〔ナドシ〕テ、国王バカリハ治天下相応シガタクテ」の、仏法伝来と国王の力不足との関係は？ ・蘇我馬子・大臣の表記がばらばらなので、すべて「蘇我馬子大臣」とした。以下同様。 【神功皇后は、また開化天皇の五世の御孫にして女帝の始まりとなり、応神天皇が出現なされて、「今は我が国は神代の心持ちはないだろう、もっぱら人の心は悪くて衰えようとしているのだろう」とお思いになって、「仏法が伝来するまで（は何とかしよう）」と（この国を）お守りになったが、（その後の）代々の天皇の御運はそれほどでもなくて、允恭天皇・雄略天皇などは王孫が続かず、また（武烈天皇で血筋が途絶えたので）別の系統の子孫を捜し求めるなどしていたが、その後仏法が伝来などして、国王だけでは天下を治める事が困難となって、聖徳太子は東宮に立ちながら、推古天皇は女帝として三十六年間世をお治めになって、崇峻天皇が殺されておしまいになった事などが生じながら世を治め、仏法の受け入れを喜ばなかった物部守屋の臣を、聖徳太子が十六の時に蘇我馬子大臣と同心して戦って殺して、仏法を興隆させ始めて、そのまま今に至るまで（仏法は）盛んなのである。】
99	136-6	コノ崇峻天皇ノ、馬子ノ大臣ニコロサレ給テ、〔大臣〕スコシノトガモヲコナワレズ、ヨキ事ヲシタルテイニテサテヤミタルコトハイカニ〔トモ〕、昔ノ〔人モ〕コレヲアヤメサタシラクベシ。	〔大臣〕国全 阿文：大臣ニ 〔トモ〕全：尤モ、 文国：トフトモ 〔人モ〕国全 文：人モ沙汰シ	・「サテ」は「サタ」か？ 【この崇峻天皇が蘇我馬子大臣に殺されておしまいになったのに、大臣は少しの罰も下されず、良い事をしたという体裁で論議が止んだ事はどうしてだろうかと、昔の人もこの事を怪しみ論議しただろう。】
100		イマノ人モ又コレヲ心得ベシ。		【今の人もまたこの事について理解しなければならない。】
101		日本国ニハ、当時、国王ヲコロシマイラセタル事ハオホカタナシ。		【日本国には、当時、国王を殺害なさる事はほとんどない。】
102		又、アルマジトヒシトサダメタルクニナリ。		【また、あつてはならないと固く定めた国である。】
103		ソレニ、コノ王ト安康天皇トバカリ也。		・「ソレニ」とは？ 【（殺されておしまいになったのは）この崇峻天皇と安康天皇のみである。】
104		ソノ安康ハ、七歳ナル〔ママコ〕ノ眉輪ノ王ニコロサレ給ニケルハ、ヤガテマユワノ王モソノ時コロサレニケレバ、イカバワセン。	〔ママコ〕 阿：ムマゴ	【その安康天皇は、七歳になる継子の眉輪王に殺されておしまいになったのだが、間もなく眉輪王もその時に殺されてしまったので、どうしようもない。】
105		ソノ眉輪モ七歳ノ人也。		【その眉輪王も七歳の人である。】

106		マヽコニテオヤノカタキナレバ、道理モアザヤカナリ。		<ul style="list-style-type: none"> ・この「道理」は、仇討ちという道理か？ 【継子として親の仇を討ったのであるから、道理も明白である。】
107		又安康ハ一定アニノ位ニツクベキ東宮ニテ〔オハシマス〕、コロシテ位ニツキテ、ワヅカニ中一年ノ程ニ眉輪ノ王ノ〔チヽ〕ヲモコロシテ眉輪ノ母ヲトリナド、シチラシテ、アラハ〔ニドシタヽカヒニテ〕、サルフシギモアリケレバ、コレハヲボツカナ〔カラズ〕。	<p>〔オハシマス〕 国全阿文：オハシマスヲ 〔チヽ〕 国全文：テヽ 〔ニドシタヽカヒニテ〕 全文国：ニシタガヒテ、 阿：マドヒタヽカヒニテ 〔カラズ〕 阿：ガラニ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・阿の「マド」に「ニシィ」と傍記。?? 大系本 136 頁頭注四。補注あり。 ・「ヲボツカナ〔カラズ〕」は、内輪同士の戦いとしてみれば筋ははっきりしているということ（道理の変遷段階においては、不審で疑わしいことはないということ）か？ ・阿の「ガラニ」は「カラニ」にで、次の文の「此崇峻天皇ノ」に続いている。 【また安康天皇は、兄が皇位に即くべき東宮でおられたのを、(兄を) 殺して皇位に即いて、わずか一年程のうちに眉輪王の父をも殺して眉輪の母を奪うなど、したい放題だったが、それは明らかに内輪同士の戦いだったから、そのような不思議な事もあったので、これは(道理として) 不審だというわけではない。】
108		此崇峻ノコロサレ給フヤウハ、時ノ大臣ヲコロサントオボシケルヲキヽカ〔ザ〕ドリテ、ソノ大臣ノ国王ヲコロシマイラセタルニテ〔アリ〕。	<p>〔ザ〕 国全文：サ 〔アリ〕 全文国：有リケリ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「カザトリテ」？大系本 p. 136 頭注五。 【(しかし、) この崇峻天皇の殺されておしまいになった有様は、天皇がその時の大臣(馬子)を殺そうとお考えになっているのを察知して、その大臣が国王を殺しておしまいになったということであった。】
109		ソレニスコシノトガモナクテ、ツヽラトシテアルベシヤハ。		【その殺害に対して少しの罰もなく、平然としているようなのはどういうことだろうか。】
110		ナカニモ、聖徳太子オハシマスオリニテ、太子ハイカニ、サテハ御サタモノクテヤガテ馬子トヒトツ心ニテオハシマシケルゾト、ヨニ心エヌ事ニテアルナリ。		【(また) とりわけ、その事件は聖徳太子がおられる折であって、太子はどうして、それから御評議もなくすぐに馬子と同心しておられたのかと、とても理解できないことである。】
111		サテ其後、カヽリケレバトテ、コレヲ例ト思フ〔ヲモムキ〕ツヤツヤトナシ。	<p>〔ヲモムキ〕 国全文：オモムキモ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この「ヲモムキ」は「心がその方向に向かうこと」。 【さてその後、このような事件があったのでということで、これを前例と思う向きは全くない。】
112	137-6	コノコトヲフカク案ズルニ、タゞセンハ仏法ニテ王法ヲバマモランズルゾ。		【この(一連の) 事を深く考えてみるに、ただ結局は仏法によって王法を守ろうとしているということなのだ。】
113		仏法ナクテハ、仏法〔ノ〕ワタリヌルウヘニハ、王法ハエアルマジキゾトイフコトハリヲアラハサンレウト、又、物ノ道理ニハ一定軽重ノアルヲ、オモキニツキテカロキヲスツルゾト〔コノ〕コトハリト、	<p>〔ノ〕 国全文：なし 〔コノ〕 国全文：云フ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一文のうちに「コトハリ」と「道理」が併記されている。書き分けられているか？ 訳ではすべて「道理」としたが。 ・「アラハ(サン・カサレ)」は「顕わ」と訳したが、「現わ」？ 以下同様。 →ここは道理の出現についての主体がはっきりしているので「アラハ」なのか？

		コノニヲヒシトアラハ〔カ〕サレタルニテ侍ナリ。	〔カ〕全文： なし	【仏法がなくては、仏法が伝来したからには、王法は（それだけでは）あり得ないだろうという道理を顕わにしようとするためと、また、物の道理には必ず軽重があって、重い道理を採って軽い道理を捨てるという道理と、この二つの道理をしっかりと顕わにされたのである。】
114		コレヲバタレ〔ガ〕アラハスベキゾトイフニ、観音ノ化身聖徳太子ノアラハサセ給ベケレバ、カクアリケル〔コト〕サダカニ心得ラルハナリ。	〔ガ〕国全文： カ 〔コト〕国全文： 阿文：ヨト	【これを誰が顕わにしたのだろうかということ、観音菩薩の化身たる聖徳太子が顕わにされたのであるから、このようなことがあったのだと確かに理解されるのである。】
115		其故ハ、イミジキ権者トハ其人〔ウセ〕テノチニコソ思ヘ、聖徳太子イミジトハ申セド〔ン〕其時ハタマノ人ニコソ思マイラセテアルガ、〔オサナクテ〕サスガニオサナ振舞ヲモシテコソハオハシマスニ、ワズカニ十六歳ノ御時マサシク仏法ヲ〔コロシ〕ケル守屋ヲウタルハモ、オトナシキ大臣ノ世ニ威勢アリテ、〔我身タリ〕タル馬子大臣ノヒトツ心ニテサタセシコソ、〔太子ノ〕 <u>センノ御チカラニハナリニシカ</u> 。	〔ウセ〕国全文： <u>ウセ給ヒ</u> 〔ン〕国全文： <u>モ</u> 〔オサナクテ〕国全文： <u>稚クテハ</u> 〔コロシ〕国全文： 亡シ 〔我身タリ〕国全文： <u>我が御方</u> 〔太子ノ〕阿文： 大菩薩ハ	<ul style="list-style-type: none"> ・「センノ御力」の「セン」は、「詮」（結局、究極）か？ 大系本 p.137 頭注十六は「結局の力」。また「手段、方法」の意あり。→方便？ あるいは「専」（第一、もっぱら）と見る？ ・「〔太子ノ〕センノ御チカラニハナリニシカ」の訳も曖昧。大隅訳は「<u>結局は太子の力によってできたことであった</u>」とするが。 ・この文章、ほぼ異本の原文の方がいい。一部採用（下線）。 <p>【その理由は、優れた権者というのはその人がお亡くなりになって後にこそ思い合わせられるもので、聖徳太子は優れているとは申しても、その時はただの人だと思い申し上げていたが、幼い時にはさすがに幼い振る舞いをもしておられたのに、わずかに十六歳の御時にまさしく仏法を殺した守屋を討たれたのも、年配で頭立っている大臣が世の中で威勢があって、自分の味方である蘇我馬子大臣が同じ一つの心で事を行ったことこそが、太子の第一の力にはなったのである。】</p>
116		仏法ニ帰シタル大臣ノ手本ニテ、コノ馬子ノ〔臣〕ハ侍ケリトアラハナリ。	〔臣〕阿文： ミ （臣と傍記） 〔リツ〕全文： なし	【仏法に帰依した大臣の模範として、この蘇我馬子大臣が存在したのだということは明かである。】
117		コノ大臣ヲ、スコシモ徳モオハシマサズバ欽明ノ御子トイフバカリニテ位ニツカセ給タル国王ノ、コノ臣ヲコロサントセサセ給フ時、馬子大臣仏法ヲ信ジタルチカラニテ、カハル王ヲ我ガコロサレヌサキニウシナヒタテマツ〔リツ〕ルニテ侍レバ、唯コノ <u>ヲモムキ</u> 也。		<ul style="list-style-type: none"> ・「ヲモムキ」は「趣旨」と訳した。 ・「ヲモムキ」の内容を（ ）に入れたが、これでいいか。 <p>【この大臣を、少しも徳がおありでなくただ欽明天皇の御子というだけで皇位にお即きになった国王が、この大臣を殺そうとなさった時、蘇我馬子大臣は仏法を信じた力によって、このような王を自分が殺されるより先に殺しておしまいになったということなので、ただこの<u>趣旨（仏法によって王法を守るという趣旨）</u>なのである。】</p>
118		サラバ、守屋〔ガ〕ヤウニ、コノ〔国〕ノ仏法ヲ令滅給フユエトテ、カクアレカシトイフベキハ、ソレハエサ〔ア〕ルマジキ也。	〔ガ〕国全文： カ 〔ア〕阿文： なし	【そうであるならば、守屋のように、この国の仏法を滅ぼさせようとなさったから、このように殺しても良いということは、それはあってはならないことである。】

			〔国〕国全：王	
119		仏法ト王法トヲヒタハタノカタキニナシテ、仏法カチヌトイハン事ハ、カヘリテ仏法ノタメキズ也。		・「ヒタハタノ」不明。大系本 p. 138 頭注四「正反対の意か」。国の校訂本の一つに「ヒタスラ」。 【 <u>仏法と王法とを対立する敵</u> にして、仏法が勝ったと言おうとする事は、かえって仏法にとっての傷となってしまう。】
120		守屋等ヲコロスコトハ、仏法ノコロスニハアラズ。		【 <u>守屋達を殺すことは、仏法が殺したのではない。</u> 】
121		王法ノワロキ臣下ヲウシナヒ給也。		【 <u>王法にとっての悪い臣下を殺しなされたのである。</u> 】
122		王法ノタメノ宝ヲホロボス故也。		【 <u>王法のための宝（である仏法）を（その臣下が）滅ぼすからである。</u> 】
123		モノハ道理ヲタツルヤウハ、コレガマコトノ道理ニテハ侍也。		・「モノハ道理ヲタツルヤウ」とは？ この訳では意味不明。 【 <u>物の道理を立てる有様は、これが本当の道理なのである。</u> 】
124	138-11	ツギニ世間ノ道理ノ軽重ヲタツルニ、欽明ノ御子ニテ敏達、推古、イモウト〔セウト〕ニテシカモ妻后ニテ推古天王ノオハシマス。	〔セウト〕国全文：なし	・「ツギニ」「世間ノ道理ノ軽重ヲタツル」とあるのは、崇峻天皇殺害に関して、「仏法ニテ王法ヲバママランズル」という根底の「コトハリ」と、「物ノ道理ニハ一定軽重ノアル」ということ、大きく二つの側面から解釈する姿勢 (p. 137-6~) を受けたもの。この段落自体は、敏達・推古の近親婚を肯定する内容として狭く括ったが、大きく「世間ノ道理ノ軽重ヲタツル」内容は、p. 140-13 (大系本の段落分け箇所) まで続いているように思われる。 ・下記の試訳は、「世間ノ道理」(の内部) における「軽重」、ととれるような訳し方になっているが、ここから先の論旨は、世間的な道理よりも、仏法と王法の一致という深い道理の方が重い、というものと見える。訳への反映が難しい。 【 <u>つぎに、世間の道理について、その軽重を定めていく。同じく欽明天皇の御子である敏達天皇・推古天皇は、兄妹であったが、さらに推古天皇は敏達天皇の皇后でもいらっしやった。</u> 】
125		イカニイモウトヲバ妻ニハシ給ヒケルゾト云コトハ、其比ナドマデハ是ヲハ、カルベシト云事ナカリケルナルベシ。		【 <u>どうして妹を妻になさったのかということについては、その時分までは、これをはばかりべきだということがなかったのであろう。</u> 】
126		加様ノ礼〔義〕者ノチザマニ、コトニ仏法ナドアラハレテ後定ラルハ也。	〔義〕文：儀	【 <u>このような礼義は後代のものであって、特に仏法などがあらわれた後に、定められたのである。</u> 】
127	138-15	其二神功皇后ノ例モ有。		・以下、敏達天皇の後を、妻の推古天皇ではなく用明天皇が継いだ（が、本来は推古天皇であるべきだった）ことを述べる内容として、ここで段落を改める。 【 <u>また、神功皇后が仲哀天皇の後を継がれた例もある。</u> 】
128		推古ノヤガテ御即位ハアルベキナリ。		・大隅訳では、「推古ノヤガテ御即位」を「崇峻天皇殺害のあと、ただちに即位」(p. 127) とし

				ているが、前後（とくに「サレド」以下）のつながりを踏まえれば、誤りではないか。 【(だから) 推古天皇が（敏達天皇の後）すぐに即位されることは、あってよかつたのである。
129		サレド用明ハ太子ノ御チ、ニテモトモシカルベキトテツギ給ヌ。		【しかし（敏達天皇の次の）用明天皇は、聖徳太子の御父君であり最も適任であるとされ、位を継がれた。】
130		サレド二年ニテ程ナシ。		【が、その御治政は二年の短さに終わった。】
131		太子〔カクミ〕給ケン。	〈全〉〈阿〉 「カクミ」	・〈全〉〈阿〉「太子カクミ給ケン」の場合、訳はどうなるのか不明。 【太子はその短いことを予見しておられたであろう。】
132	139-1	ソノウエハ又崇峻ヲサエラルベキヤウナクテ、マタ〔ツギ〕給ド、太子相シマイラセテ、程アラジ、〔兵ヤクモオハシマスベシ〕、御マナコシカジカ〔也〕ナド申サレヌ。	〔ツギ〕全： ツ（即）キ 〔兵ヤクモ オハシマス ベシ〕全：なし 〔也〕国文： なし	・以下、崇峻天皇が「スコシモ徳モオハシマスズタゞ欽明ノ御子トイフバカリニテ位ニツカセ給タル国王」（p. 138-1）であったことを、聖徳太子とのやりとりによって説明する内容として、ここで段落を改める。 【またその次は、太子にはおさえとどめることができず、崇峻天皇が皇位を継承されたけれども、太子は天皇の人相を占われて、「御在位は短い間に終わるでしょう。また戦さの災いもおおりになるでしょう。お眼にしかじかの相があらわれております」などと言われた。】
133		ソレヲ信ジ給デ、猪ノ子ヲコロシテ、〔アレガ〕ヤウニワガニクキ者〔イ〕ツセンズラント仰ラレヌ。	〔アレガ〕 全：アハレ 〔イ〕全：バ	【(しかし、天皇は) それを（＝太子の言葉を）お信じにならず、猪を殺して、「あのようにして、わたくしの憎い奴をいつかは殺してやろう」とおっしゃった。】
134	139-4	コノ王ウセ給バ、推古女帝ニツキテ太子執政シテ、仏法王法〔守〕ベキ道理ノヲモサガ、其時ニトリテヒキハタラカ〔ザ〕ルベクモナキ道理ニテアリケルナリ。〔本闕〕	〔守〕国全 文：マモラル 〔ザ〕国文： サ 〔本闕〕国全 文阿：なし	・以下、推古天皇の即位がここまで先延ばしになり、崇峻天皇の不徳が目に見えるに至って、「仏法王法守ベキ道理」の「ヲモサ」（「軽重」の「重」）がいよいよ現実を動かす趨勢となった、という内容として、ここで段落を改める。 【もしこの天皇がお亡くなりになれば、(いよいよ) 推古天皇が即位され、聖徳太子が摂政におなりになって、仏法が王法を守っていくことになる、という道理の重さが、その時にあって働かざるをえない、という筋道だったのである。〔本闕〕】
135		ソレヲコロシツル事ハ、コノ馬子大臣ヨキコトヲシツルヨトコソ、世ノ人思ケメ。		【(そこで、) それ（崇峻天皇）を殺害したのは、馬子大臣は正しいことをしたのだと、世の人は思ったであろう。】
136		シラズ又推古ノ御気色モヤマジリタリケントマデ、 <u>道理ノオサルハナリ</u> 。		・「道理ノオサルハナリ」の訳は、「道理によれば推測される」でいいかどうか。推測の内容は、推古天皇の関与であるはずだが、「道理」でもある。 【確かにはわからないが、それには推古天皇の御意向も加わっていたのではないかとまで、 <u>道理によれば推測される</u> のである。】

137	139-8	コノ仏法ノカタ王法ノカタノ二道ノ道理ノカクヒシトユキアヒヌレバ、太子ハサヅカシトテモノモイハデ、臣下ノ沙汰ヲ御ランジケンニ、コノ道理〔ニ〕オチタチヌレバ、〔サヅ〕カシニテアリケルヨトユルガズ見ユル也。	〔ニ〕国文：なし 〔サヅ〕阿：アテサヅ	・以下、崇峻天皇殺害が、天皇を殺めるべきでないという世間的な道理よりも深く重い、仏法と王法の一致という道理の顕現であった（結局は天皇の尊さに傷をつけるものではなかった）という結論を、聖徳太子がそれを黙認した事実を証拠としながら、いったんまとめて示す内容として、ここで段落を改める。 【このように、仏法の方からと王法の方からと、両方の道理が固くしっかりと一致したので、太子はもったもな事だと見てとって、何もおっしゃらずに馬子の行動を見ておいでになったのであろうから、やはりこの道理に落ち着いたからこそ、このような事態があらわれたのだと、確かに理解されるのである。】
138		ソノスヂニテ、其後仏法ト王法ト中アシキ事ツユナシ。		【こうした道理の延長線として、そののち仏法と王法とがぶつかり合うという事は露ほどもない。】
139		カヽレバトテ国王ヲオカサントイフ心オコス人ナシ。		【このような事件があったからといって、(ふたたび) 国王を害しようと考えた人もないのである。】
140	139-12	コト〔ガラハ〕又イマイマシキコトナレバ人コレヲサタセズ。	〔ガラハ〕阿：アラバ	・以下、前段に示された結論を踏まえつつ、崇峻天皇殺害に関して想定される疑問、「大臣スコシノトガモヲコナハレズ、ヨキ事ヲシタルテイニテサテヤミタルコトハイカニ」(p. 136-6)「ソレニスコシノトガモナクテ、ツヽラトシテアルベシヤハ」(p. 137-2) に対して改めて答える内容として、ここで段落を改める。 ・「コトガラハ又イマ く シキコトナレバ」の「コトガラ」は、「道理」に対置されていると読みたい。事件としては確かに忌まわしいものであるが、だからといってそれを表だった形で糾弾するのも、逆に崇峻天皇の不徳をあげつらうのも、深く重い「道理」にもとる姿勢となる。それが「イマ く シキコト」であることを踏まえつつ、しかしあえて「サタセズ」、あるいは「タヽヲシハカ」って深く胸に納める、というのが、「道理」に寄り添った正しい姿勢である。つまりは、聖徳太子の態度こそ至極、ということにもなる。 【この事件はまた、 <u>事件としては</u> いまいましいことであるから、人々もそれについて論じることがない。】
141		若サタセント思ハゞ、コノ道理アザヤカナ〔リ〕ニテ侍ケルナルベシト心エヌル也。	〔リ〕全：ル	【もし論じようと思えば、それはこの道理があらわれてそうなったのだと、理解されるのである。】
142		コレニツ〔キ〕テ、馬子ニトガヲ行ハレバ、コノ〔災ヲ常ノサイ〕ニモテナスニナランコト本意ナカルベシ。	〔キ〕国全文：ケ 〔災ヲ常ノサイ〕国文：災ヲ常ノ災	【この事件について、馬子に対して処罰が行われたならば、それはこの災いを通常のそれと同じものとして対処したことになり、不本意なことになるであろう。】

143		タマヲシハカルベシ。		【(これについては、表だった議論や処罰をすべきものではなく) ひとえにその意味を推しはかるべきものである。】
144	139-15	父ノ王ノシナセ給ヒタルヲヨキテ、サタモセズシテ守屋ガクビヲキリ、多ノ合戦ヲシテ人ヲコロシテ、其後御サウソウナドアルベシヤハ。		<p>・以下、(引き続き) 崇峻天皇殺害に関して想定される疑問、「ナカニモ聖徳太子オハシマスオリニテ、太子はイカニ、サテハ御サタモナクテヤガテ馬子トヒトツ心ニテオハシマシケルゾ」(p. 137-2) に対して、前々段の結論を踏まえつつ、改めて答える内容として、ここで段落を改める。</p> <p>【(聖徳太子ほどの人が、) 父である用明天皇が崩御されたのを差し置いて、そのご処置もなせずに守屋の首を切り、多くの戦闘を行って人を殺してから、そののちに御葬送を行うなど、あるべき事であろうか。】</p>
145		仏道ヲカクフタギタレバ、ソレヲウチアケテコソヲクリマイラセメトオボシメシケ [ン] 道理コソ誠ニ目出ケレ。	[ン] 阿：レ	【(それは、) 仏法がこのように妨害されているので、妨害するものを払いのけてから、御葬送のことは行なおうとお考えになったのであって、その道理はまことに立派なことである。】
146		権者ノシヲカセ給コト又ワロキ例ニナルベシヤハ。		【仏・菩薩の権化としてあらわれた御方のなされたことが、悪い例になるなど、あり得るものだろうか。】
147		サテ世ノスエニマタコレニタガハヌコトイデコバ、サコソハ又アランズラ [ン] メ。	[ン] 国全文：なし	【末の世になって、また同じことが起こるならば、この事件は悪しき先例、ということにもなる。】
148		太子ノオハシマ [ス] ラン世 [ニ] カハルコトハアルマジ。	[ス] 国全文 阿：サザ [ニ] 国全文 阿：ニハ	<p>・「太子ノオハシマスラン世ニカハルコトハアルマジ」は、他本においては全て「オハシマサザラン」と逆になっている。本当にこの本文、および訳でよいのかどうか。直後の「太子ノオハシマシナガラ、カハルコトニテスギニシカバコソ」との対応を考えたとき、もし前後の「カハルコト」が、どちらも(道理としての、ではなく) 事件としての〈仏法と王法の衝突〉を指すのだとすれば、それは実際太子の目前で起きたのだから、「太子ノオハシマスラン世ニカハルコトハアルマジ」は変であり、むしろ他本の「オハシマサザラン」をとるべきではないか、と思われる。そもそも国のありようの根幹に関わる「カハル」重大事が出来たのも、それが見事な形で(重く深い道理の顕現という形で) 受け止められたのも、まさに太子がそこにいればこそ、だった。「太子ノオハシマサザラン世ニカハルコトハアルマジ」という方が、本文としてしっくりくるような気がする。下記の試訳は、あくまで大系本の表記にしたがい、「カハルコト」は「ワロキ例(ニナル(こと))」を指すとすれば、こう訳さざるを得ない、というものである。</p> <p>【(しかし、) 太子がおられる時に起こったことが悪例になるはずがないのである。】</p>
149		太子ノ [オ] ハシマシナガラ、カハルコトニテスギニシカバコソ、ソレガアシキ例ニハナラネ。	[オ] 国文：ズ	【太子がおいでになっていて、あのように事が運ばれたからこそ、それが悪しき例とはならないのである。】

150		コハヲカク心ウベキ也。		【この点を、以上述べてきたように理解すべきである。】
151	140-6	大方カウホドノ事ニ、トガ〔ナド〕〔ヲ〕ヲコナハレナバ、〔サハ〕サルコトノアルベキカト世ノ常ノ因果ノ道理ナランコト道理カナハズ。	〔ナド〕国全文：ナンド 〔ヲ〕文：なし 〔サハ〕阿：なし	・以下、崇峻天皇殺害についての見解（想定される疑問への解答）を、最後に大きくまとめ直す内容として、ここで段落を改める。 ・ここにおいて、「世ノ常ノ因果ノ道理」と「マメヤカノ道理」の「軽重」を「タツル」(p.138-11)と同時に、しかしそれは決して簡単な形ではあり得ないということ、すなわち前者をこえた後者が顕現しようとする「時」ののびきならなさを、「カウホドノ事」「マメヤカノ道理ノ是ホドキハマラン時」(p.140-9)という表現によって、改めて喚起する。 【だいたいこれほどの事に処罰などを行ったならば、それはそういうことがあるべきかと、世間において通常考えられているような因果の道理に当てはめられてしまう。それは、真の道理にかなっていない。】
152		中中カハル国王ハ、カクナラセ給コソ道理ヤトデアレバコソ、コノ世マデモ沙汰ノ外ニテハ、アルコトナレ。		【かえって、崇峻天皇のような国王はこのように殺されておしまいになることが道理なのか、と受け止められたからこそ、今の時代まで問題としてとりあげられなかったのである。】
153		マメヤカノ道理ノ是ホドキハマラン時ハ、又イマモイマモヨロゾハヲソルベキコト也。		【真実の道理がこれほどぎりぎりのところまで迫っていく時節については、今の世にあっても万事につけ、それを畏れかしこんで受け止めるべきである。】
154		ヨノスエノ国王ノ、我玉体ニカギリテツヨツヨシカラ〔ズ〕オハシマスハ、造意至極ノ、トガヲ国王ニアラセジト、大神宮ノ御ハカラヒノ有テ、カヤウノコトハイデコヌゾト心得ベキ也。	〔ズ〕国全：ヌ	【末の世の国王が、ご自分の身体に限って病弱であるのは、至極の造意において、罪科が国王にかかることがないようにという、太神宮（天照大神）の御はからいがあったためであり、よってここで見てきた事件のようなことは、もう起こらないと考えられるのである。】
155	140-14	サテコノハチ、 <u>臣家ノイデキテ世ヲオサムベキ時代ニ</u> 〔ゾ〕、ヨクナリイル時〔マデ〕マタ天照大神アマノコヤネノ春日ノ大明神ニ同侍殿内能為防護ト御一諾ヲハリニシカバ、 <u>臣家ニテ王ヲタスケタテマツラルベキ期</u> イタリテ、大織冠ハ聖徳太子ニツヅキテ生レ給テ、又女帝ノ皇極〔天皇〕御時、天智天皇ノ東宮ニテオハシマス〔ト〕、二人シテ、世ヲ〔ヲシ〕ヲコナイケ〔ル〕入鹿ガクビヲ節会ノニハニテ身ヅカラキラセ給ヒシニヨリ、唯国王之威勢バカリニテコノ日本国〔ハ〕アルマジ、タミダレニミダレナンズ、臣下ノハカラヒニ仏法ノカヲ合テ、トオボシメシケルコトノハジメハアラハニ心得ラレタリ。	〔ゾ〕阿：ツ 〔マデ〕阿：サテ 〔天皇〕全：天皇ノ 〔ト〕国文：なし 〔ヲシ〕国全文：ヲコシ 〔ル〕全：リ 〔ハ〕国全文：ノ、阿：(モイと傍記)	・以下、藤原鎌足と天智天皇の出現をもって、「臣家ノイデキテ世ヲオサムベキ時代」「臣家ニテ王ヲタスケタテマツラルベキ期」の到来を語り出す内容。 【さてこののち、 <u>臣家</u> というものがあらわれて世を治める時代となるまでの次第であるが、やはり天照大神が、天兒屋根命（藤原氏の祖神。春日神社に祭られている）である春日大明神に対して、「同じ殿の内にて、よく警備につとめよ」（『日本書紀』神代紀下、天孫降臨の条）と、すでに御一諾されたことを受けて、 <u>臣家の力</u> によって天皇をおたすけ申し上げなければならない時代が到来し、大織冠（藤原鎌足）は聖徳太子のあとにつづいて、お生まれになったのである。また女帝である皇極天皇の御代に、天智天皇が東宮にお立ちになると、天智天皇と鎌足はお二人で、当時勝手に政治をとっていた（蘇我）入鹿の首を、節会の場で手づから切ってしまう。これによって、日本の国はただ国王の威勢のみによって保つことは出来まい、それだけでは乱れに乱れるばかりであろう、臣下のはからいと仏法の力とを、国王の力に合わせなければならない、と思し召しになったことの端緒は、明らかに知られた。】
156		サレバツノヲモムキノマハニテ、今日マデモ侍ニコ		【したがって、そうした趣きのまま、日本の国は今日まで保たれているのである。】

		ソ。		
157	141-7	皇極ト申ハ、敏達ノヤシハゴ、舒明ノ后ニテ、天智天皇ヲウミタテマツリテ東宮ニタテ、ヤガテ位ニツキテオハシマシケルハ、神功皇后ノ例ヲ、ヲハレケルトアラハニミエ侍リ。		<p>・以下、皇極天皇によって東宮とされ、(また前段で示されたように) 新しい時代の担い手として藤原鎌足とともに決起した天智天皇が、しかしただちに母の後を継ぐことなく、孝徳天皇・齋明天皇の代、あわせて十七年という長い月日を過ごしたことを語る内容。</p> <p>【皇極天皇は敏達天皇の曾孫で、舒明天皇の皇后でいらっしやった。天智天皇をお生みになり、これを東宮に立て、舒明天皇崩御ののちすぐに即位されたのは、神功皇后の例にならわれたものであると明らかに知られる。】</p>
158		次ニハ天智位ニツカセ給ベケレドモ、孝徳天皇、天智ノオヂニテ皇極ノ御ヲト、ナリケルガ、王位ノ御運モ〔有リ〕、其徳モオハシマシケレバニヤ、ソレヲサキダテ、位ニ〔ツケ〕マイラセテ十年、其後猶、御母ノ皇極ヲ重祚ニテ又七年、コノタビノ御名ハ齋明ト申ケリ。	〔有リ〕国全文：なし 〔ツケ〕全：ツカセ	【皇極天皇のつぎには、天智天皇が位におつきになるのが当然であったが、天智天皇の叔父で、皇極天皇の弟にあたっておられた孝徳天皇が、皇位につくべき御運もあり、天皇としての徳もそなえておられたからであろうか、天智天皇は、この孝徳天皇を先に立て、皇位をお継がせになってから十年、さらにその後、御母皇極天皇がふたたび即位なさってのち、今度の御名は齋明といったが、七年の月日を過ごされた。】
159		重祚ノハジマルコトモコノ女帝ノ時也。		【重祚ということがはじめて行われたのも、この女帝の時である。】
160	141-13	天智ハ孝養ノ御心フカクテ、御母ノ御門ウセオハシマシテ後、ナヲ七年ノ後〔ニ〕位ニツカセ給ヒケルニ、大織冠ハヒシト御マツリコトヲタスケテ、藤原ノ姓ヲハジメテ給リテ、内大臣ト云事モコレニハジマリテオハシマシケリ。	〔ニ〕全：ニゾ	<p>・以下、齋明天皇崩御の後さらに七年を経て、いよいよ天智天皇が即位したこと、またそれまでの長い間、および即位後も変わらず、鎌足が天皇を忠実に補佐し続け、君臣の絆を深くしたことを示す内容として、ここで段落を改める。</p> <p>【天智天皇は御孝心が深く、御母齋明天皇崩御ののち、なお七年の後に即位された。その御治世の間、大織冠はしっかりと政治を補佐し申し上げ、天皇から藤原という姓をはじめ賜って、この時にはじまった内大臣という任についたのであった。】</p>
161		天智ハ十年タモチ給フニ、第八年ニ大織冠ウセ給時、行幸成テナクナクワカレヲオシミ、イトモカシコクカタジケナキ御ナサケニテコソ侍ケレ。		【天智天皇の御治世は十年であったが、その八年目に大織冠が亡くなった時、天皇は大織冠の邸にお出ましになり、泣いて別れを惜しまれ、たいへんありがたくかたじけないご配慮を示された。】
162	142-1	サテ又天智ノ御〔ヲト、〕、ハラモヤガテ齋明天王ニテオハシマシケル天武天皇ヲ、東宮トシテ御〔位〕ヒキウツシ給ベカリケルヲ、天智ノ御〔子〕大友王子トテ〔オハシ〕ケルヲバ大政大臣ニナシテオハシマシケルガ、御心ノウルハシカラザリケルヲヤ天武ハ御ランジケン、位ヲ〔辞〕シ給テ御出家有テ、吉野山ニコモリキサセ給ケレバ、天智大ニナゲキナガラ崩御ヲハリテ後、大友皇子イクサヲオコシテ芳野山ヲセメタテマツラントスルトキ、大友皇子ノキサキニテハ、ヤガテ天武天皇ノ御ムスメノオハシ〔マ	〔ヲト、〕全：ヲト、ハ 〔位〕全：位ヲ 〔子〕全：子ニ 〔オハシ〕国全文：ヲハシマシ 〔マシ〕全：	<p>・以下、壬申の乱、および天武天皇の即位と治世をめぐる記述として、ここで段落を改める。</p> <p>【さてその後、天智天皇の弟で、同じく齋明天皇を御母とする天武天皇を東宮として、次の皇位をお継がせになるはずだったが、天武天皇は、天智天皇の御子で大友皇子とおっしゃる方が、太政大臣に任ぜられていらしたのに対して、その御心に含むところがあると見てとられたからであろうか、皇位につくことを辞退して出家なさり、吉野山にこもっておしまいになったので、天智天皇は深く嘆きながら崩御することになった。その後、大友皇子が戦をおこして吉野山を攻め申し上げようとする時、大友皇子の妃には、ほかでもない天武天皇の御娘がなっておいでになったので、御父の天武天皇が今にも殺害されようとしておられるのを悲しく思われたのであろう、そのような事態になった旨を、ひそかに吉野山に内通されたと言い伝えられている。】</p>

		シ] ケレバ、御父ノヤガテコロサレ給ハン事ヲカナシミヤオボシメシケン、カヽルコトイデキタルヨシヲ、シノビヤカニ芳野山ヘツゲマイラセラレタリケルトゾ申伝ヘタル。	なし	
163		是ヲキハテ「コハイカニ我ハ我トヨシナク思テ出家ニ及テ〔ト〕 ^{〔入〕} リコモリタルヲ、カクセメラレ〔バ〕コソ」トテ吉野山ヲ出テ出家ノカタチヲナヲシテ、伊勢太神宮ヲオガミタマヒテ、美濃・尾張ノ勢ヲモヨホシオコシテ、近江国ニ大友皇子イクサヲマウケ給タリケルニヨセ ^{〔玉〕} 〔タヽカ〕ヒテ、天武天皇ノ御カタカチニケレバ、大友皇子ノクビヲトリテ、其時ノ〔左右〕大臣、大友皇子ノ御方ニテ有リケルヲモ、オナジククビヲトリ、或流シナドシテ、ヤガテ位ニ〔ツキ〕世ヲオサメ給テ十五年オハシマシケルニモ、大織冠ノ御子孫タチコソハ、偏ニ輔佐ニハ候ハセ給ケメ。	〔入〕 国全文阿：なし 〔ト〕 国全文：入 〔バ〕 国全文：シ、阿：候 〔玉〕 国全文阿：なし 〔タヽカ〕 国文：戦玉、全：給 〔左右〕 全：左右ノ 〔ツキ〕 国全文阿：ツキテ	・引き続き、壬申の乱についての記述、および天武天皇の即位と治世。鎌足の子孫が、天智天皇の代から変わらず補佐の役割を果たし続けたことを示唆する内容。 【それをお聞きになった天武天皇は、「これはどうしたことか、私はみずから致し方なく思つて出家し、隠遁したにもかかわらず、このようにして攻められるとは」といって吉野山をお出になり、出家の姿を俗人のそれになおして、伊勢太神宮を礼拝された。そして美濃国・尾張国の軍勢を呼び集めて立ちあがらせ、近江国に大友皇子が戦陣を張っておられたところへ攻め寄せて戦い、天武天皇の御勝利とはなつたのである。勝者の天武天皇は、大友皇子の首を切り、時の左右大臣で、大友皇子に味方した者たちに対しても、同じく首を切り、あるいは流刑に処するなどしてから、時を移さず皇位について世をお治めになり、その御在位は十五年に及んだ。この間、大織冠の御子孫たちはひたすら補佐の任を果たされたのであろう。】
164		淡海公ハ無下ニマダシクヤオハシマシケン。		【(ただ) 淡海公(藤原不比等。鎌足の子) はまだまったく若く、補佐の任にはついておられなかつたようである。】
165	143-2	加様ノ次第ヲバ、カクミチヲヤリテ正道ドモヲ申ヒラクウヘ〔ハ〕、ヒロクシラント思ハン人ハカンガヘミルベキ事也。	〔ハ〕 国全文：ニ	・ここで段落を分けるべきかどうか不明であるが、「加様ノ次第」がどこからどこまでの「次第」を指すのか、「正道ドモ」が何を指すのかによるため、暫定的に独立させる。 【こうして筋道をたどりながら、 <u>正道が何であるか</u> を明らかにしていこうとする限り、広く歴史を知ろうとする人は、 <u>このような過程</u> をよく考えうかがうべきである。】
166	143-4	イカニモイカニモ天武ノ御心バヘハ、スグレタル人ニオハシマシケリ。		
167		無益トオボシメス方ハ、宇治ノ太子ノゴトシ。		
168		ナヲソレヲサエモチキヌ人ニアワセ給時ハ、我国ウセナンズトツヨクオボシメシテ、ウチカタセタマウ方ハ、又唐ノ太宗ニコトナラズオハシマシケレバニヤ、天智天王モ〔我〕御子ノ大友皇子ヲサシヲキテ、世ノヌシニハトオボシメシケリ。	〔我〕 阿：なし	
169		天智ノ御遺誠コソマコトニスエトヲリ〔ケ〕レバ、	〔ケ〕 国全	

		女帝モ二人マデ、持統・元明〔マデ〕位ニオハシマスメリ。	文：タ 〔マデ〕国全 文：トテ	
170		ツギニ持統天皇位ニツカセ給。		
171		是ハ女帝ナリ。		
172		天智ノ第二ノ御女メナリ。		
173		ヤガテ天武ノ后ニテオハシマシケルガ王子ヲウミ給ヘリケル。		
174		草壁ノ王子〔ト〕申ケルヲ東宮ニ立テ、〔マツ〕例ノ事ニテ御母位ニツキテオハシマシケル程ニ、草壁ノ皇子東宮ニテ程ナクウセ給ニケレバ、カナシミナガラ其御子ヲ東宮ニ又タテ給ケルハ、即文武天皇ナリ。	〔ト〕国全 文：トゾ 〔マツ〕国全 文：なし	
175		コノ文武ノ御時ヨリ大宝ト云年号ハイデキテ、其後ハ年号タエズシテイマ、デ有也。		
176		文武位後、太上天皇ト云尊号給リテ、太上天皇ノハジマリハ、コノ持統ノ女帝ノ御時也。		
177		文武ノ王子ニテ聖武天皇ハイデキテオハシマセドモ、〔二人〕女帝ヲツケタテマツル。	〔二人〕国全 文：二人ノ	
178		元明・元正也。		
179		〔元明ハ天智ノ御女メ、文武ノ御母ナリ〕。	〔元明ハ天智ノ御女メ、文武ノ御母ナリ〕国全：なし	
180		元正ハ文武ノアネ、ヤガテ御母ハ元明天皇也。		
181	144-2	聖武ハシバラク東宮ニテ、御〔母〕ハ大織冠ノムマゴ不比等ノ大臣ノムスメナリ。	〔母〕国文：腹	・聖武天皇の位置づけの重さにより（藤原氏国母の始め、仏法の盛り）、ここで段落を改める。
182		是ヨリ大織冠子孫ミナ国王ノ御母トハナリニケリ。		
183		ヲノヅカラコト人マジレドモ、今日マデ〔ニ〕藤原ノウヂノミ国母ニテオハシマスナリ。	〔ニ〕全阿：モ	
184		聖武ノ東宮ニテ世ヲバオサメタマフ、元明ノ時ハヲサナクオハシマス。		
185		スエザマニハ世ヲコナヒ給。		
186		元正〔ノ〕御時ハ偏ニ東宮ノ御マハニテ、コノ御時百官ニ笏ヲモタセ、女人ノ衣装ヲサダメ、僧尼ノ度者ヲ給セナドスルコトハコノ御時也。	〔ノ〕阿：なし	
187		サテ聖武ハ廿五ノ御歳、養老八年甲子二月四日甲午		

		大極殿ニテ御即位有リケリ。		
188		廿五年タモタセ給。		
189		コノ御時仏法ハサカリナリ。		
190		吉備大臣・玄昉僧正〔等〕〔入〕唐シテ、五千卷一切経ヲワタサル。	〔等〕国全文：なし 〔入〕全：渡	
191		東大寺作ラレタリ。		
192		行基菩薩諸国ノ国分寺ヲツクル。		
193		カヤウニシテ仏法ハコノ御時ニサカリニキコユ。		
194	144-12	皇子オハシマサデ皇女ニ位ヲユヅリテ、天平勝宝ノトシオリサセ給テ八年オワシマス。		
195		孝謙天皇是也。		
196		コノ御時、〔八幡〕大菩薩、託宣有テ、東大寺ヲオガマセ給ンタメニ宇佐ヨリ京ヘオワシマスト云リ。	〔八幡〕国文：八幡ノ	
197		コノ時、太上天皇・主上・〔皇后〕・皆東大寺ヘマイラセオワシマシタリケリ。	〔皇后〕国全文：后等	
198		内裏ニ天下大平ト云文字スバロニイデキタリケリ。		
199	145-1	聖武天皇ハ位オリサセ給テ、太上天皇ニテ八年マデオワシマシテウセサセ給ケル後、御遺勅ニテ孝謙天皇ノ御サタニテ、天武〔天皇〕孫、一品新田部〔親王〕御子式部卿道祖王ト申ケルヲ立太子有ケルホドニ、イカニオハシマシケルニカ、聖武御追善以下事モ無下ニ思イレ給ハズ、コトニヲキテ勅命ニモカナヲヌ事ニテ有リケレバ、東宮ヲトバメテコト人ヲ立マイラセント、公卿ドモニオホセアワセケル中ニ、大炊王ト申ケルヲ東宮ニタテ〔テ〕位ヲ又ユヅリ給ケルホドニ、又其大炊王悪キ御心オコリテ、エミノ大臣ト一心ニテ、孝謙ヲソムキ〔給〕ケレバ、王位ヲ〔カヘシトリ〕テ淡路国ニナガシマイラセテ、重祚シテ位ニカヘリツキ給ニケリ。	〔天皇〕国全文：天皇ノ〔親王〕全：親王ノ〔テ〕阿：なし 〔給〕国全文：給ヒニ〔カヘシトリ〕全：トリカヘシ	
200		淡路〔ノ〕廢帝ト云帝王ハ是也。	〔ノ〕阿：なし	
201	145-10	孝謙ヲバコノ〔タビ〕称徳天王ト申ケ〔ル〕。	〔タビ〕国全文阿：タビハ〔ル〕国全文：リ	
202		此女帝道鏡ト云法師ヲ愛〔セ〕サセ給テ、法王ノ位	〔セ〕阿：な	

		ヲサツケ、法師トモニ俗ノ官ヲナシナドシテ、〔サ マアシキコトオホカリ〕。	し 〔サマアシ キコトオホ カリ〕 国全： なし	
203		エミノ大臣ノ〔オボエ〕モ道鏡ニトラレテアシザマ ニナリニケルニヤ。	〔オボエ〕 全：御覚エ	
204		タゞ人ニハオワシマサズ。		
205		西大寺〔ノ〕不空羂索〔ノ〕モノガタリモ有リ。 <small>〔堂〕</small>	〔ノ〕 国全 文：なし 〔ノ〕 国文 阿：ト御、 全：堂ノ御 〔堂〕 国全文 阿：なし	
206		コレラハミナイヒフリタル事トモナリ。		
207		カウホドノコトハ後〔ノ〕例ニモナラズ。	〔ノ〕 阿：な し	
208		イカニモ権化ノ事〔ドモ〕〔ト〕、〔コノ〕サカヒノコ トヲバ心得ベキ也。	〔ドモ〕 国： なし 〔ト〕 文：ノ 〔コノ〕 文： なし	
209		コノタビハ位五年ニテ、御歳五十三ニテウセ給ケル。		
210	146-1	後二位ニツクベキ人ナクテ、ヤウヤウに群臣ハカラ ヒケル中ニ、房前・宇合ノ子タチニテ永手・百川ト テヌ〔キ〕イデタル人々有テ、天智天皇ノ御ムマゴ ニテ施基ノ皇子ノ御子ニテ王大納言トテオハシケル ヲ、位ニハツケタテマツリタリケル。	〔キ〕 国全 文：ケ	
211		光仁天皇ト申〔ハ〕是也。	〔ハ〕 国文： なし	
212		先帝高野天皇詔曰、宜以大納言白壁王立皇太子云々。		
213		是〔ハ〕百川ハカル処也。	〔ハ〕 国全 文：なし	
214	146-5	則位ニツキテ十二年タモチテ、其御子ニテ桓武天皇 ハ東宮ニテ〔位〕ヒキウツシテ、此平安城タイラノ 京へ初テ都ウツリ有テ、此桓武ノ御後、コノ京ノ後 ハ、女帝モオハシマサズ、又ムマゴノ位ト云事モナ	〔位〕 国文： 都	・桓武天皇の位置づけの重さにより（藤原氏国母、天台宗・真言宗請来、国の治まり）、ここで 段落を改める。

		シ。		
215		ツバキツバキシテ〔アニヲト、〕ツガセ給ツ、国母ハ〔又〕ミナ大織冠ノナガレノ大臣ドモノ女メニテ、ヒシト国オサマリ、民アツクテメデタカリケリ。	〔アニヲト、〕国全文：アニヲト、アニヲト、〔又〕阿：なし	
216		今日マデモノノマ、〔ハ〕タガハヌヲモムキ也。	〔ハ〕国全文：ノ	
217		是ハ此御時延暦年中ニ、伝教・弘法ト申両大師、唐ニワタリ〔テ〕天台宗ト云、無二無三、一代教主尺迦如来ノ出世ノ御本懐〔ノ〕至極無双ノ教門、真言宗ト〔テ〕〔又一切真俗二諦ヲサナガラ一宗ニコメタル三世諸仏ノ己証ノ真言宗〔ト〕ヲバ〕、コノ二人大師ワタシ給テ、兩人〔灌頂〕道場ヲオコシ、天台宗菩薩戒ヲヒロメ、後七日法ヲ真言院トテ大内ニ立テハジメナドセラレ〔タ〕ル、シルシニテ偏ニ侍也。	〔テ〕国全文：なし 〔ノ〕国：ト 〔テ〕国：ヲ 〔又一切真俗二諦ヲサナガラ一宗ニコメタル三世諸仏ノ己証ノ真言宗トヲバ〕 国：なし 〔ト〕全：なし 〔灌頂〕全：灌頂ノ 〔タ〕全：ケ	
218		ツバキテ慈覚大師、智証大師、又々ワタリテ熾盛〔光〕法、尊星王法ナドヲヲコナイテ君ヲ守リ、〔国オサマリ〕テ侍也。	〔光〕国文：光ノ 〔国オサマリ〕国全：なし	
219	147-1	〔其〕後ヤウヤウノイラン〔ハ〕オホカレドモ、 <u>王法仏法ハタガヒニマモリテ</u> 、臣下ノ家魚水合体〔ノ〕タガウコトナクテ、カクメデタキ国ニテ侍レド〔モ〕、 <u>次第ニオトロヘテ</u> 、今ハ王法仏法ナキ〔ガ〕〔ゴトク〕ナリユクヤウヲ、サラニ又コマカニ申〔侍〕ベキ也。	〔其〕全：此ノ 〔ハ〕阿：なし 〔ノ〕国全：ノ礼、文：ノ志	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>次第ニオトロヘ</u>」るのは何か。「国」か「王法仏法」か。 ・王法仏法の「タガヒニマモル」関係性、「国」の「メデタ」さは「今」もあるのか。 <p>【その後さまざまな違乱（秩序の乱れ）は多くあるけれども、王法仏法は互いに護りあい、臣下の家は君臣水魚の契りを違えることなく、こうして称賛すべき国であるのだが、<u>次第に衰えて、今は王法仏法がもはやないも同然になっていく事情を、さらにまた詳細に申し述べたい。</u>】</p>

			〔モ〕 国全： なし 〔ガ〕 国文： なし 〔ゴトク〕 国 全文：ゴトク ニ 〔侍〕 国全 文：なし	
220	147-4	<p>甲案読点 大方ハ日本国ノヤウハヨクヨク心得テ、<u>仏法ノ中ノ深義ノ大事ヲ悟リテ</u>善〔提〕心ヲオコシテ<u>仏道へ</u>〔ハ〕イルヤウニスコシモタガハズ、<u>コノ世間ノ事モ</u>、<u>侍ルヲ</u>ソノ俣ニタガ〔エ〕ズ心ウベキニテ有ルヲ、ツヤツヤトコノ韻ニ入テ心得ントスル人モナシ。</p> <p>乙案読点 大方ハ日本国ノヤウハヨクヨク心得テ、<u>仏法ノ中ノ深義ノ大事ヲ悟リテ</u>善提心ヲオコシテ<u>仏道へ</u>ハイルヤウニ、スコシモタガハズコノ世間ノ事モ<u>侍ルヲ</u>、ソノ俣ニタガエズ心ウベキニテ有ルヲ、……</p> <p>大系本 大方ハ日本国ノヤウハ、ヨクヨク心得テ<u>仏法ノ中ノ深義ノ大事ヲ悟リテ</u>、善提心ヲオコシテ<u>仏道へ</u>ハイルヤウニ、スコシモタガハズ、コノ世間ノ事モ<u>侍ルヲ</u>、ソノ俣ニタガエズ心ウベキニテ有ルヲ、ツヤツヤトコノ韻ニ入テ心得ントスル人モナシ。</p>	〔提〕 全：薩 〔ハ〕 国全 文：なし 〔エ〕 国全 文：ハ	<p>・「王法仏法ナキガゴトクナリユクヤウ」を「コマカニ」述べるに先立ち、そもそも踏まえられべき重要事が述べられることから、ここで段落を改める。</p> <p>・読点について二案併記する。甲案は「仏法ノ中ノ～スコシモタガハズ」を挿入句的に解する。乙案は「仏法ノ中ノ～世間ノ事モ侍ルヲ」を「ソノ俣ニタガエズ心ウベキ」の目的語と解する。</p> <p>・「日本国ノヤウ」とは何か。前文にある、王法仏法が並び、互いに護りあうありようを指すか。</p> <p>・「ヨクヨク心得テ」は前句（「日本国ノヤウハ」）と後句（「仏法ノ中ノ深義ノ大事ヲ悟リテ」）のどちらに係るのか。読点甲乙案では前句と解し、大系本頭注・大隅訳では後句と解する。</p> <p>・「仏法ノ中ノ深義ノ大事ヲ悟リテ」「善提心ヲオコシテ」とはそれぞれどういうことか。</p> <p>・「仏道へハイル（イルは自動詞）」とはどういうことか。「仏道」とは仏のさとりか仏の教えか。「イル」とは仏の世界に入門することか、仏の世界に身を投げ入れ、さとのり得・深化をめざす全過程を指すか。</p> <p>cf. No. 232 「法門ノ仏道ニ皆イルハマデ」（他動詞イル） cf. No. 418 「仏道ニハイルセ給ニケンカシ」（自動詞イル）</p> <p>・「コノ世間」とは何か。王法仏法が並び、互いに護りあって成り立つ日本国のことか。</p> <p>・「侍ルヲ」は前句（「世間ノ事モ」）の述語か、後句（「ソノ俣ニタガエズ心ウベキ」）の目的語か。</p> <p>甲案読点 【<u>そもそもは日本国のありようは十二分に理解して、<u>仏法の中の奥義の大事を深く知って善提心を発して仏のさとりを体得すること</u>と少しも異ならず、<u>この世間のことも、あることをそのままに相違なく理解すべきであるが、よくよくこの趣旨に従って理解しようとする人もいない。</u>】</u></p> <p>乙案読点 【<u>そもそもは日本国のありようは十二分に理解して、<u>仏法の中の奥義の大事を深く知って善提心を発して仏のさとりを体得すること</u>と、少しも異ならずこの世間のことも<u>あるということ</u>を、そのままに相違なく理解すべきであるが、……】</u></p> <p>大系本頭注 【<u>大体日本国の世の中の俗的な事柄は、よくよく注意して仏法の中の深い意味を持つ最も重要な事柄を悟って、悟りの心をおこして仏道へ入ってゆくのと少しも違わず、その通りに了解すべきであるのに、一向こういう境界に入って了解しようとする人もない。</u>】</p> <p>大隅訳 【<u>だいたい、日本国のあり方はどういうものかと考えることは、よくよく注意して仏法の中の深い意味をもつ大切なことを悟り、求道の心を起こして仏道に入ると、少しも違わないのであって、世間のことについても仏法そのままと同じに理解すべきであるのに、こうい</u></p>

				う境地に入って理解しようとする人は、いっこうにいないのである。】
221		サレバ、〔又エ心得〔デ〕〕ノミ侍レバ、カクハ又ウセマカル也。	〔又エ心得〕全：心々ニ 〔デ〕国文：テ	・「ウセマカル」のは何か。王法仏法か。 【それゆえ、とても理解することができずにいるばかりなので、このようにさらに失われていくのである。】
222		コレ又法爾ノ様ナレバ、力〔ハ〕ヲヨバネドモ、仏法ニミナ対治ノ法ヲトク事也。	〔ハ〕国全文：なし	・「コレ」は何を指すか。「王法仏法ナキガゴトクナリユクヤウ」か。 ・「対治ノ法」とは何か。巻第七に「カクハアレド内外典ニ滅罪生善ト（イフ）道理、遮悪持善ト（イフ）道理、諸悪莫作、諸善奉行トイフ仏説ノキラキラトシテ、諸仏菩薩ノ利生方便トイフモノノ一定マタアルナリ」（大系本 p. 326-16～p. 327-3）とある、道理・仏説や利生方便を指すか。また、「対治」の用例として、巻第一綏靖天皇条「大方ノ悪ヲ被対治心也。……兄ノ太郎ノ御子ヲ射コロシ給シハ、スベテ悪ヲシリゾケテ善ニ帰スル〔心〕也。」（大系本 p. 45-9, 15）を参照。末弟による長兄殺害を悪の「対治」と呼びつつ、その背景に、善に帰するようはからう神慮を想定している。 cf. 大系本頭注「それぞれ、衆生の器に随って種々の法を説くことである。「対治」は対治悉壇の意。仏の説法のやり方の一、病に応じて法を説くやり方。四悉壇の一（大智度論、一）」。 cf. 『岩波仏教辞典』「対治」：「相手に向かい合って正しく治定する意で、仏教では、個々の煩惱の迷いを断つこと。仏道修行の過程で悟りのさまたげになる障害を除くことをいう。個々の障害を対症的に断じてゆくことから、病気を治す意となり……」。 cf. 大隅訳：「人間の煩惱を断って人々を正しい道に入らせるための法」 【これもまた自然にそのようになる様相であるから、人力は及ばないが、仏法ではみな対治の法を説くことである。】
223	147-8	又世間ハ一薈ト申テ、一薈ガホドヲバ六十年ト申、支干オナジ年ニメグリカヘルホドナリ。		・前文の「仏法」の「対治ノ法」に対し、これ以降「世間」の対処法が説かれることから、ここで段落を改める。 ・「世間」とは何か。王法仏法が並び、互いに護りあう日本国のことか。cf. No. 220 ・「ホド」とは何か。厳密な期間ではなく、およその期間を指すか。 【一方、世間においては「一薈」と言い、そのおよその期間は六十年と言い、およそ干支が同じ年に巡り還る期間である。】
224		コノホドヲハカラ〔ヒ〕、次第ニオトロヘテハ又オコリ〔オコリ〕シテ、オコル〔タビ〕ハ、オトロヘタリツルヲ、スコシモ〔チ〕オコシモ〔チ〕オコシシテノミコソ、今日マデ世モ人モ侍ルメレ。	〔ヒ〕国全文：ヒテ 〔オコリ〕全：衰ヘテハ又起リ 〔タビ〕全：度々	・「ハカラフ」とはどういうことか。主体は誰か。神仏か。cf. No. 154, No. 248 ・「オトロヘテハ又オコリオコリ」するのは何か。日本国の「世」と「人」か。 ・「モチオコシモチココシ」するのは誰か。神仏か。 ・「世モ人モ」とはどういうことか。神仏が働きかける対象を全体的に見て「世」といい、個別的看着見て「人」というか。「世」「人」が併称される用例として、巻第七「……世中ノ道理ノ次第ニツクリカヘラレテ、世ヲマモル、人ヲモル事を申侍ナルベシ」（p. 321-5, 6）「大方世ノタメ人ノタメヨカルベキヤウヲ用ル。……世ト申ト人ト申トハ、二ノ物ニテハナキ也。世トハ人ヲ

			〔チ〕 国全文：テ 〔チ〕 国全文：テ	申也。ソノ人ニトリテ世トイワルハ方ハヲホヤケ道理トテ、国ノマツリコトニカハリテ善悪ヲサダムルヲ世トハ申也。人ト申ハ、世ノマツリコトニモノゾマズ、スベテ一切ノ諸人ノ家ノ内マデヲヲダシクアハレム方ノマツリコトヲ、又人トハ申ナリ。……」(p. 328-9~14)、参照。 【このおよその期間をはからい(考慮し対処し)、次第に衰えてはまた興り興りして、興るときにはそのつど、衰えた分を少しもち興しもち興しするからこそ、今日まで世も人もあり続けているように思われる。】
225		タトヘバ、百王ト申ニツキテ、コレヲ心得ヌ〔人〕ニ心得サセンレウニタトヘヲトリテ申サバ、百帖ノカミヲヲキテ、次第ニツカフホドニイマーニデウニナリテ、又マフケクワフルタビ〔ハ〕九十帖ヲマフケツツカ〔ヒ〕、又〔ソレ〕ツキテマウクルタビハ八十帖ヲ〔マフケ〕、或ハ、アマリニオトロヘテ又オコルニタトヘバ、一帖ノコリテ、其一帖イマ〔ハ〕十枚バカリニナリテ後、九十四五帖ヲモマウケナ〔ン〕〔ド〕センヲバ、オトロヘキハマリテ殊ニヨクオコリイヅルニタトウベシ。	〔人〕 国全文：人々 〔ハ〕 国文：ニ 〔ヒ〕 国：イヌ 〔ソレ〕 全：ソレモ 〔マフケ〕 全：マウケテ使ヒ 〔ハ〕 国全：なし 〔ン〕 全：なし 〔ド〕 国文阿：ト	【具体的に言えば、百王と申すことについて、これを理解しない人に理解させるために譬えを用いて説明すれば、百帖の紙を取り置き、次第に使ううちにあと一、二帖となり、追加補充するときには九十帖を補充して使い、またそれが尽きて補充するときには八十帖を補充し、(という譬えで説明でき)、あるいは、あまりに衰えてからまた興る場合を喩えるならば、(百帖の紙を次第に使って)一帖(二十枚)が残り、その一帖ももはや十枚ほどになって後、九十四、五帖もの補充などするのは、衰えが極まったところで格別によく興り始まる場合の譬えといえる。】
226		或七八十帖ニ〔ナリテ〕ツカウホドニ、イマダミナハツキズ、六七十帖ツキテ、今二十帖〔モ〕ノコリタルホドニ、四五十帖ヲ又マウケクハヘンヲバ、イタクオトロヘハテヌサキニ、又イタウ目出カラズヒキカヘタルニハアラデ、ヨキサマニヲ〔チイ〕〔キ〕タチタランニタトフベキニテ侍也。	〔ナリテ〕 国全：なし 〔モ〕 国全文：ハ 〔キ〕 国全文阿：チ 〔チイ〕 国全文阿：なし	【あるいは七、八十帖になって使ううち、いまだすべて尽きてはいないが、六、七十帖は尽きて、あと十ないし二十帖が残っている間に、四、五十帖を追加補充する(五十ないし七十帖にする)ようなのは、それほど衰えきらない以前に、それほど見事でない更新をしたのではなく(一見するとあまり見事な更新をしたようには見えないが)、立派な状態に復興したような場合の譬えといえるのである。】
227	148-5	詮ズル所ハ、唐土モ天竺モ、三国ノ風儀、南州ノ盛衰ノコトハリハ、〔オトロヘテ〕オコリ、オコリテハオトロヘ、カク次第ニシテ、ハテニハ人壽十歳ニ減ジハテ、劫末ニナリテ、又次第ニオ〔コ〕リイデオ〔コ〕リイデ〔シ〕テ、人壽八万歳マデオ〔コ〕リアガリ侍也。	〔オトロヘテ〕 国全文阿：オトロヘテハ 〔コ〕 阿：ゴ 〔コ〕 阿：ゴ	・最も根本的な道理が提示されることから、ここで段落を改める。 ・「唐土」の風儀については、巻第七 p. 322-9~p. 323-16 参照。 【畢竟、唐土も天竺も(日本国も)、三国の風儀(ありよう)、南閩浮洲の盛衰のことわりは、衰えては興り、興っては衰え、こうして順次入れかわり、最後には人の寿命が十歳まで減り尽くして劫末となり、また徐々に興り始まり興り始まって、人の寿命が八万歳になるまで興り上がるのである。】

			[シ] 国：なし [コ] 阿：ゴ	
228		<u>ソノ中ノ百王ノアヒダノ盛衰モ、ソノ心ザシ、道理ノユクトコロハ、コノ定ニテ侍也。</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・「ソノ中」とは何を指すか。衰えては興り、興っては衰えながら、劫末まで降る過程をいうか。 ・「ソノ心ザシ」とは何か。神仏が日本国における百王の盛衰を作り出した意向をいうか。 ・「道理ノユクトコロ」とは何か。「道理」とは神仏がその時々にはからい、衰えた分をもち興しもち興しするよう講じた手立てをいうか。cf. No. 224 「ユク」とは神仏がその時々を作り出す道理が移りゆくことをいうか。 【その中の百王の期間の盛衰も、その意向、道理の移りゆきを示すものは、この定め（盛衰のことわり）なのである。】
229		是ヲ昼夜毎月ニ顕サントテ、月ノヒカリハカケテハミチ、ミチテハカクルコトニ [テ] 侍也。	[テ] 全：ハ	【これ（盛衰のことわり）を毎昼夜の月に顕そうとして、月の光は欠けては満ち、満ちては欠けることである。】
230		コノ道理ヲヒシト心得ル [マヘ] ニハ、一切事証拠ハミナカクノミ侍也。	[マヘ] 全：上	【この道理（盛衰のことわり）をしっかりと理解した目には、一切の事事物象の証拠はみなひとえにこのようである（一切の事事物象はみなひとえにこの道理を証拠だてるものとなる）。】
231		盛者必衰会者定離ト云コトハリハ、是ニテ侍也。		【「盛者必衰（勢い盛んな者も必ず衰える）」「会者定離（会おう者は決まって別れる）」ということわりは、これ（盛衰のことわりの証拠）である。】
232		是ヲ心得テ、 <u>法門ノ仏道ニ皆イルハマデ</u> サトリ侍ベキ也。		<ul style="list-style-type: none"> ・「法門ノ仏道ニ皆イルハマデ（「イル」は他動詞）」とはどういうことか。cf. No. 220, No. 238, No. 304 「法門ノ仏道」とは何か。「仏道」とは仏のさとるか仏の教えか。 【これ（盛衰のことわり）を理解して、<u>仏法のさとりにすべてを入れるまで（すべてを仏法のさとりで捉えきるまで）</u>さとりを深めるべきである。】
233		<u>コノ心ヲ得テ、後々ノヤウモ御覽ズベキニヤ。</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・「コノ心ヲ得テ」とはどういうことか。cf. No. 220 ・「御覽ズベキニヤ（アラン）」とはどういうことか。読み手に対する敬意から断定を避けた表現か。 【この根本を理解したうえで、後々の内容もお読みになるべきであろうか。】
234	148-14	神武ヨリ成務マデ十三代ハ、ヒシト <u>正法ノ王位</u> ナリ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「正法ノ王位」とは何か。父から嫡男へと継承される王位か。cf. No. 66, No. 96, No. 248 【神武天皇から成務天皇まで十三代は、確かに<u>正法の王位</u>であった。】
235	148-14	自仲哀光仁マデ三十六代ハ、トカクウツリテ、ヤウヤウノコトハリヲアラハスニテ侍也。		<ul style="list-style-type: none"> ・時代区分が行われていることから、ここで段落を改める。 【仲哀天皇から光仁天皇までの三十六代は、あれこれ移り変わって、さまざまなことわりを顕すのである。】
236		コノアヒダ女帝イデキテ、重祚トテフタハビ位ニツカセ給コトモ、女帝ノ皇極ト孝謙トニテ侍ルメリ。		【この期間に女帝が出て来て、重祚とって（退位後の天皇が）再び即位されることも、女帝の皇極・孝謙においてあった。】

237		女人此国ヲバ入眼スト申伝ヘタルハ是也。		【「女人がこの国に入眼する（仏像仏画を制作するとき、最後に瞳を入れ魂を吹き込むように、国を完成させる）」と申し伝えるのはこのことである。】
238		其故ヲ仏法ニ〔イレ〕テ心得ルニ、人界〔ノ〕生ト申ハ、母ノ腹ニヤドリテ人ハイデクル事ニテ侍也。	〔イレ〕国 文：入、全： 入り 〔ノ〕国：な し	・「仏法ニイレテ心得」とはどういうことか。cf. No.232, No.304 【その所以を <u>仏法の論理</u> によって理解すると、人界の生というものは、母の腹に宿って人は出て来ることである。】
239		コノ母ノ苦、イヒヤル方ナシ。		【母のこの（生みの）苦しみは言い表しようがない。】
240		此苦ヲウケテ人ヲウミイダス。		【この苦しみを受けて（人の母は）人を生み出す。】
241		コノ人ノ中ニ因果、善悪アヒマジリテ、悪人・善人〔ハ〕イデクル中ニ、二乗・菩薩ノヒジリモ有リ、〔調達・〔クガ〕リノ外道モ有リ〕。	〔ハ〕国全： なし 〔調達・クガ リノ外道モ 有リ〕国：な し 〔クガ〕文： カカ、阿：ク カ	【この人の中に因果、善悪が混じり合い、悪人・善人が出て来る中に、二乗（声聞・縁覚）や菩薩という聖者もあれば、調達・瞿伽離らの外道もある。】
242		是ハミナ女人、母ノ恩ナリ。		【これはすべて女人、母の恩である。】
243		是ニヨリテ、母ヲヤシナヒウヤマヒスベキ道理ノアラハルヽニテ侍也。		【こうしたわけで、母への孝養恭敬を尽くすべき道理が現れるのである。】
244		妻后母后ヲ兼〔ジ〕タルヨリ、神功皇后モ皇極天王モ位ニツカセオハシマス也。	〔ジ〕国全 文：シ	【妻后と母后とを兼ねたことにより、神功皇后も皇極天皇も皇位に即いていらっしやったのである。】
245		ヨキ臣 ^{〔下イ〕} 家ノヲコナフベキガアルトキハ、ワザト女帝ニテ侍ベシ。	〔下イ〕国全 文阿：なし	・「ワザト」とはどういうことか。神仏の意図のはたらきをいうか。cf. 大隅訳「形式的に」。 【優れた臣家で執政能力のある者がいる時は、 <u>意図的に</u> 女帝であるのだろう。】
246		神功皇后ニハ武内、推古天王ニハ聖徳太子、皇極天皇ニハ大織冠、カクイ〔デ〕アハセ給ニ〔ケ〕ン。 〔本闕〕	〔デ〕国全： キ 〔ケ〕国全： ナ 〔ナイ〕国全 文阿：なし	【神功皇后には武内（宿禰）、推古天皇には聖徳太子、皇極天皇には大織冠（藤原鎌足）が、こうして同時に出られたのであろう。本闕】

			〔本闕〕国全文阿：なし	
247	149-10	サテ桓武ノ後ハ、ヒシト大織冠〔ノ〕御子孫、臣下ニテ〔ソ〕イタマフト申ハ、ミナマタ妻后〔母〕ト申ハ、コノ大臣ノ家ニ妻后母后ヲヲキテ、誠ノ女帝ハ末代アシカラズレバ、其ノ后ノ父ヲ内覧ニシテ令用タランコソ、 <u>女人入眼ノ</u> 、孝養報恩ノ方モ〔兼〕行シテヨカラメトツクリテ、 <u>末代ザマ</u> 〔ノ〕、トカクマモラセ給ト、ヒシト心得ベキニテ侍也。	〔ノ〕国文：なし 〔ソ〕阿：ゾ 〔母〕文：母后、阿：なし 〔兼〕阿：謙 〔ノ〕文阿：なし	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヲク」とはどういうことか。「オク（置く）」と解してよいか。cf. 大隅訳「さしおいて」 ・「末代」とは何か。 <p>cf. 『日本国語大辞典』「末代」：「(1)事物の一連の経過のうちで、勢いが衰えて終わろうとする頃。(2)遠い先の世。のちの時代。後世。将来。(3)「まっぽう(末法)」に同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令用(モチヒシメ)」ているのは、誰が誰に対してか。神仏が天皇に対してか。 ・「女人入眼ノ」はどこに係るか。「方モ」を補って解してよいか。 ・「ツクリテ」「マモラセ給」たのは誰か。神仏か。「マモラセ給」の「セ」は尊敬か使役か。 ・「末代ザマ」とはどういうことか。 <p>cf. 『日本国語大辞典』「末代様」；「遠い先の世の方向。のちの時代のほう」。</p> <p>【さて桓武天皇の後ハ、しっかりと大織冠(藤原鎌足)の御子孫が、臣下として(天皇に)添われるというのは、妻后・母(后)と申す方はみな、この大臣の家から妻后・母后を立てて、正真正銘の女帝は末の代にはよくないであろうというので、その後の父を内覧にして用いさせている(のであり、まさにその)ことでこそ、<u>女人入眼(の方面)</u>も、母への孝養報恩の方面も兼ねて行うことができよいてであろうと作為して、<u>末の代のほう</u>を、とにかくお守りになると、確かに理解すべきである。】</p>
248	149-14	サテ又王位ノ正法ノ、末代ニ次第ニウセテ、国王ノ御身ノフルマヒニテ万機ノ沙汰ノユカヌヤウニナルトキ、脱履ノ後ニ大上天皇ナガラ、主上ヲ子ニモチテ、ミダリガハシクハバカラズ世ヲシラントイフハカラヒヲモ、後三条天皇ハ〔シイダ〕サセ給也。	〔シイダ〕国全：ジメ	<ul style="list-style-type: none"> ・政治形態の変化が述べられていることから、ここで段落を改める。 ・「王位ノ正法」とは何か。父から嫡男への王位の継承か。cf. No. 66, No. 96, No. 234 ・「ハカラヒ」の主体は誰か。神仏か。cf. No. 154, No. 224 <p>【さてまた王位の正法は、末の代には次第に失われ、国王御自身のふるまいによっては政務が立ちゆかないようになる時、退位後に太上天皇でありながら、天皇はわが子という関係で、不謹慎ではあるが(天皇を)憚らず世を治めようという(神仏の)はからい(考慮し対処すること)を、後三条天皇は行為に現されるのである。】</p>
249	150-1	コレハミナ王法〔ノ〕オトロフルウヘニ、又オコシタツルツギメツギメニヤウカハリテメヅラシクテ、シバシバシバシ世ヲ〔オサ〕メラルベキ道理ノアラハルナリ。〔本闕〕	〔ノ〕国全文：なし、阿：ヲ 〔オサ〕国全文：サダ 〔定イ〕国全文阿：なし 〔本闕〕国全文阿：なし	<ul style="list-style-type: none"> ・王法の衰えをめぐるこれまでの叙述が総括されていることから、ここで段落を改める。 ・「コレ」は何を指すか。神武天皇以来後三条天皇までの王法の衰えの叙述全体(No. 234~No. 248、大系本 p. 148-14~p. 150-1)を指すか。 <p>【これはひとえに王法が衰えたのを踏まえて、また興し立てる継ぎ目継ぎ目であり方が変わって前例のないものとなり、そのつどしばらく(新たなあり方で)世を治められるのがよいという道理が現れているのである。本闕】</p>
250	150-4	サテ桓武ノ御子三人、平城・嵯峨、御中コトノハジメニアシカリケリ。		<ul style="list-style-type: none"> ・以下、桓武天皇の御子三人のうち、平城・嵯峨の不仲について述べる段落。 <p>【さて、桓武天皇の御子三人のうち、平城天皇と嵯峨天皇は、御仲が当初からよくなかった。】</p>

251		ミヤコウツリノアヒダ、イマダヒシトモオチキヌホド、御心々ニテアシクナリヌ。		【遷都が行われる間、万事まだしっかりと落ち着かずいるなかで、御心はそれぞれとなり、御仲が悪くなったのである。】
252		ソレモ平城ノ内侍督薬子が処為トイフ。		【それも、平城天皇の内侍督、薬子のせいであるという。】
253		アシキコトヲモ女人ノ入眼ニハナル也。		【悪いことについても、最後は女人によって、成就とはなってしまうのである。】
254		嵯峨東宮ノアヒダ、平城国主ノ時、東宮ヲ可奉廢〔之〕ヨシ沙汰有リケリト、後中書王ノ御物語アリケリ。	〔之〕阿：なし	【嵯峨天皇が東宮であった間、すなわち平城天皇が位についていらした時に、東宮から退いていただくとする動きがあったと、後中書王（村上天皇の皇子具平親王のこと）が語り遺されたものがあった。】
255		ソレハ伝大臣冬嗣申スハメテ、「事火急ニ候、可令申宗廟（〔給〕）」トテ、桓武ノ聖廟ヲ拜シテ東宮訴申給シカバ、天下〔ミダレ〕ユキテ、平城コノ御ヒガ事〔ヲ〕思カヘラセ給ニケリトナンカタラセ給〔ニ〕ケリ。	〔給〕阿：なし 〔ミダレ〕国全：ニクレ 〔ヲ〕国全文：なし 〔ニ〕国全文：ヒ	【それによれば、傳大臣（東宮の補佐をする役）冬嗣が東宮に勧めて「事は切迫しております。宗廟にご奏上なさるべきです」と申し上げ、桓武天皇の聖廟を拝して東宮が訴え申し上げたところ、天下に乱れが生じて、平城天皇はこの間違っただけを思いとどまられた、と語っておられた。】
256	150-12	一番ニミナ末代ノヲモムキヲバアラハサルハナリ。		・主語は「後中書王」（「アラハサルハ」は尊敬語）、ではないか。 ・（上とも関わって）大系本がこの一文を独立した段落としているのは、変ではないか。 【これは何より、なべて末の世の趨勢というものを、お示しになったのである。】
257	150-13	次淳和ト嵯峨トハ、アヤニクニ御中ヨクテ、二人脱履ノ後ハ、ユキアヒツハ〔神泉〕ニテアソバセ給ケリ。	〔神泉〕全：神泉苑	・以下、桓武天皇の御子三人のうち、淳和・嵯峨の親交について、またその後、両者の御子の代におこった政争について述べる段落。 【次の淳和天皇と嵯峨天皇とは、思いのほか御仲がよくて、お二人とも退位されたのちは行き来をし、神泉苑にて共にお遊びになった。】
258		サテ仁明ハ嵯峨ノ御子ニテ位ニ付テ、又淳和ノ御子ヲ東宮ニタテラレアルホドニ、淳和ハ承和七年五月八日〔ニ〕カクレ給ヌ。	〔ニ〕国全文：なし	【さて、仁明天皇は、嵯峨天皇の御子であってその次に即位され、また淳和天皇の御子を東宮に立てておられたのであるが、淳和天皇は、承和七年（840）五月八日にお亡くなりになった。】
259		嵯峨ハ又同九年七月十五日ニ崩御ヲハリニケリ。		【さらに嵯峨上皇は、同九年七月十五日に、崩御されてしまった。】
260		コノ二人ノ太上（〔天〕）皇ノウセサセ給ヲヤマタレケン、コノ東宮ノ御方人発覚ノ事アリケルヲ、其後イツシカ中一日アリテ、十七日ニ阿保親王ノ、当今ノ仁明	〔天〕阿：なし	【この二人の太上天皇がお亡くなりになるのを、待っていたのであろうか、東宮の後押しをしていた人々の陰謀が発覚する、という事件が起こった。嵯峨上皇が崩御した後、なんとわずかに中一日を経た十七日に、阿保親王が、時の天皇である仁明天皇の御母（橘嘉智子）に、（陰謀

		ノ御母ニツゲマイラセラルハ事アリケリ。		を) お知らせ申し上げるといったことがあった。】
261		東宮ノタチハキ健峯ト云モノマイリテ〔申タリケル〕。	〔申タリケル〕全：申シタリケルヲ	【東宮帯刀（東宮の身辺警護の官）の、(伴) 建岑という者が、阿保親王のもとへ参って事を洩らしたのである。】
262		ワガハタ人〔ニ〕ナン〔ト〕思ケルニヤ。	〔ニ〕全：ト 〔ト〕全：なし	【親王を味方につけたいと思ったのであろうか。】
263		但馬権守橘逸勢・大納言藤原愛発・中納言同吉野ナドイフ人々謀反オコシテ、〔東宮〕イソギ位ニツケタテマツラント云コト〔ヲ、オコストイフ事〕イデキテ、大皇太后宮イソギ中納言良房ヲメシテ、カハル事〔ト〕仰ラレアハセテ、コノ人ビト皆ナガサレニケリ。	〔東宮〕国全文：東宮ヲ〔ヲ、オコストイフ事〕国全：なし〔ト〕国全：なし	・「愛発」の読み、大系本・阿は「ヨシチカ」、国全文は「ヨシミチ」。 【それは、但馬権守橘逸勢、大納言藤原愛発、中納言藤原吉野などの人々が謀反を起こして、東宮を早く位におつけ申し上げようという企てを、実行するというものであった。密告を受けた大皇太后宮は、すぐに中納言良房を召し寄せて、事の次第を仰せになってご相談され、これらの人々はみな流罪に処された。】
264		橘逸勢伊豆ノ島ヘナドツカハサレテ、〔大納言ヨシチカ〕解官ノトコロニ良房ハ大納言ニ〔ナラレ〕ニケリ。	〔大納言ヨシチカ〕国：ヨシミチノ、全文：大納言ヨシミチノ〔ナラレ〕全：ナサレ、阿：ナレ	【橘逸勢は伊豆国の島あたりへ流されて、藤原愛発が解任されたのを受けて、良房は大納言に任ぜられた。】
265		東宮ハ十六ニナラセ給ケレバ、我御心ヨリハオコラズモアリケン。		【東宮は十六歳になっていらしたのであるから、(少なくとも) ご自身の御心からは、そのような企ては起こらないことであつただろう。】
266		コノ東宮ヲバ恒貞親王トゾ申ケル。		【この東宮は恒貞親王といった。】
267		太子ノ冷泉院ニオハシマスヘマイラレタリケルニ申サレケレバ、〔ワレ〕シラズト仰ラレケレド、コノ御レウニコレラガ支度スル事アラハレニケレバ、参議正躬王ニ勅シテ、東宮ヲバ〔送廢〕シマイラセラレニケリ。	〔ワレ〕全文：我レハ〔送廢〕国文：退廢	【太子（東宮）は、冷泉院にいらっしゃった天皇のもとへ参上したところ、事件について告げられたので、「わたくしは知らない」とおっしゃったけれども、この方のためにさきの人々が画策したことは明らかになったので、天皇は参議正躬王に勅命をお下しになり、東宮を廃し上げることとなった。】
268		サテ同四日道康親王ト云ハ文徳天皇也。		【そして同八月四日、道康親王、というのは後の文徳天皇であるが、】

269		是ヲ東宮ニ立マイラセラレニケリ。		【これを東宮にお立てになったのである。】
270		アハレアハレカマヘテ仁徳ノ御世マデコソナカラメ、仁徳ハ平野大明神也、仁賢・顕宗ノ御心ヅカヒニテアラバヤ、嵯峨ト淳和トハ、スコブルソノヲモムキ〔オハシ〕ケルトゾ申伝テ侍レ。	〔オハシ〕国全文：オハシマシ	【ああ、決して仁徳天皇の御代までのことはあり得ないとしても—仁徳天皇は平野大明神である—お二方の関係が、仁賢天皇と顕宗天皇の時のような御心づかいであってほしかった。嵯峨天皇と淳和天皇の間柄には、十二分にそうした趣きがおありになったと言い伝えられている。】
271	152-1	サテ文徳ノ王子ニテ清和イデキ給。		・以下、摂政の起こり(清和天皇—藤原良房)について述べる段落。 【さて、この文徳天皇の御子に、清和天皇がお生まれになった。】
272		コノトキ山ノ恵亮〔和上〕ハ、御イノリシテナヅキヲ護摩ノ火ニイレタリナド申伝タリ。	〔和上〕阿：和尚	【このとき、比叡山の恵亮和尚は、(この御方が東宮に立たれるように)御祈禱をして、自分の脳髓を護摩の火に投げ入れたなどと言い伝えられている。】
273		一歳ニテ東宮ニタハセ給ケリ。		【一歳で東宮にお立ちになった。】
274		九歳ニテ位ニツカセ給ケレバ、幼主ノ摂政ハ日本国ニハイマダナケレバ漢家ノ成王ノ御時ノ周公旦ノ例ヲモチキテ、母后ノ父ニテ忠仁公良房ヲハジメテ摂政ニヲカレケリ。		【(さらに)九歳で即位されたのであるが、幼少の天皇を補佐する摂政というものは日本国にはまだなかったため、中国の周の成王の御代の周公旦の例にならって、清和天皇の母後の父である忠仁公良房を、はじめて摂政にご任命された。】
275		其後摂政関白トイフコトハイデキタルナリ。		【この時から、摂政関白ということは始まったのである。】
276		ソレモハジメハタゞ内覧臣〔ニ〕ヲカレテ、マコトシク摂政ノ詔クダサルハコトハ、七年〔ヲ〕ヘテ後、貞観八年八月十九日ニテアリケルトゾ日記ニハ侍〔ナル〕。	〔ニ〕全：ヲ〔ヲ〕阿：なし〔ナル〕文：ナリ	【それも、はじめはただ内覧の臣として置かれたということであって、正式に摂政にという詔が下されたのは、七年を経た後、貞観八年(866)八月十九日であったと、日記体の記録には書かれてあるという。】
277		コノ御時伴大納言善男、〔応天門〕ヤキテ信ノ大臣ニ仰テ、スデニナガサレントシケル〔コト〕、ソノアヒダニハ良相ト申右大臣ハ良房ノヲトハニテ、イリコモラレテ後天下ノマツリコト良相 ^{〔房〕} ニウチマカセテアリケルニ、天皇伴大納言ガ申コトヲマコト〔ハ〕オボシメシテ、カウカウトオホセラレケルヲウタガヒ〔オモハデ〕、ユハシキ失錯セラレ〔タリ〕ケリ。	〔応天門〕全：応天門ヲ〔コト〕国全文：トゾ〔房〕国全文阿：なし〔ハ〕国：ニマコトニ、全文：シク	【この清和天皇の御代に、伴大納言善男が応天門を焼いて、その責めは左大臣(源)信にあると奏したので、源信はすでに流罪に処せられようとしていた、ということがあった。この時までには、良房は隠退なさって、良相という右大臣は彼の弟であったが、この人に天下の政務をお任せになっていたのであるが、清和天皇が伴大納言の言うことを本当とお思いになって、かくかくしかじかと仰せになるのに対して、良相も疑念を抱くことなく、重大な失策をしてしまったのである。】

			〔オモハデ〕 国：思テ 〔タリ〕全： なし	
278		ソレヲバ昭宣公蔵人頭ニテキ、オドロキテ、白川殿へハセ〔マイリ〕ツゲ申テコソ善男ガコトハアラハレニケ〔レ〕。	〔マイリ〕全文：マイリテ 〔レ〕国文：ル	【それを、蔵人頭であった昭宣公（基経）が聞いて驚き、白川殿（良房の隠棲先）に駆けつけて、良房に報告してはじめて、善男のしたことは明るみに出たのである。】
279		コレ〔ラ〕ハ〔人皆〕シリタレバコマカニ〔ハ〕シルサズ。	〔ラ〕国全文：なし 〔人皆〕全：皆人 〔ハ〕阿：なし	【これらは人々が皆知っていることであるから、細かには記さない。】
280	152-14	サテ清和ハ、十八年タモチテ、廿六ニテ又太子ノ陽成院ノ九歳ノ御年御譲位有テ、廿九ニテ御出家有リテ、三十一ニテウセ〔サセ〕給〔ニ〕ケリ。	〔サセ〕国文：なし 〔ニ〕全：なし	・以下、陽成天皇―藤原基経（摂政）について述べる段落。 【さて清和天皇は、十八年間位を保ち、また二十六歳の時、御子である陽成天皇が九歳であられた年にご譲位され、二十九歳で出家の身となられ、三十一歳でお亡くなりになった。】
281		コノ陽成院、九〔歳〕ニテ位ニツキテ八年十六マデノ〔アヒダ〕、昔ノ武烈天皇ノゴトクナノメナラズアサマシクオハシマシケレバ、オヂニテ昭宣公基経ハ摂政ニテ諸卿群〔儀〕有テ、「是ハ〔御モノ、ケノカクアレテオハシマセバ、〕〔イカバ〕国主〔トテ〕国ヲモオサメオハシマスベキ」トテナン、ヲロシマイラセントテヤウヤウニ〔サタメ〕有リケルニ、仁明ノ御子ニテ〔時康〕親王トテ式部卿宮ニテオハシ〔マシ〕ケルヲムカヘトリテ、位ニツケマイラセラレ〔ニケリ〕。	〔歳〕国文阿：なし 〔アヒダ〕国全文：アヒダニ 〔儀〕国全文阿：なし 〔儀〕国全文：議 〔御モノ、ケ〜〕国全：なし 〔イカバ〕国全文：イカバハ 〔トテ〕阿：ニテ	【この陽成天皇は九歳で位におつきになってから八年、十六歳になるまでの間、昔の武烈天皇のように、ひとかたならぬあきれた御方であったので、天皇の伯父にあたる昭宣公基経は、摂政として諸卿を集めて評議し、「これは、御物怪がこのように荒れていらっしやることであるから、どうして国主として、国までもお治めになることが出来ましようか」というわけで、皇位から御おろししようと、様々な評定があつてのち、仁明天皇の御子で時康親王という、式部卿でいらっしやった方を迎えて、位におつけしたのであった。】

			〔サタメイ〕 国全文阿：なし 〔王イ〕 国全文阿：なし 〔沙汰〕 国全：サダメ 〔時康〕 国全文：時康ノ 〔マシ〕 全：なし 〔ニケリ〕 国文：ケリ、全：ケル	
282		コレ〔ハ〕光孝天皇〔ト申〕也。五十五ニテ位ニツカセ給テ、三年アリテ五十八ニテウセ〔サセ〕給ケリ。	〔ハ〕 国全文：ヲ 〔ト申〕 阿：なし 〔サセ〕 全：なし	【これが光孝天皇と称される方である。五十五歳で即位され、三年の後、五十八歳でお亡くなりになった。】
283	153-7	サテソノ御子ニテ宇多天皇ト申寛平法皇ハ、廿一ニテ位ニツキテオハシマシケル。		・以下、光孝天皇の藤原基経に対する信頼について述べる段落。 【さて、その光孝天皇の御子で、宇多天皇と称された（後の）寛平法皇は、二十一歳で即位された。】
284		此小松ノ御門、御病ヲモ〔リ〕テウセサセ給ケルニハ、御子アマタオハシマシケレドモ、位ヲツガセンコトヲバサダカニモエオホセラレズ、イマ我カクキミトアフガルハコトモ、コノオト ^{〔仰イ〕} ノシワザナレバ、〔又〕〔イマ〕ハカラヒ申テント〔オボシメシ〕ケルニヤ、御病ノムシロニ昭宣公マイリ給テ、「位ハタレニカ御譲リ候ベキ」ト申サレケルニ、「ソノ事也、唯御ハカラヒニコソ」ト仰ラレケレバ、寛平ハ王ノ侍従トテ、第三ノ御子ニテオハシマシケルヲ、「ソレニテオハシマスベク候、ヨキ君ニテオハシマス〔ベキ〕」ヨシ申サレケレバ、カギリナクヨロコバセ給テ、ヤガテヨビマイラセテソノヨシ申サセ給ケリ。	〔リ〕 国全：ク 〔又〕 阿：なし 〔イマ〕 国全文：なし 〔仰イ〕 国全文阿：なし 〔オボシメシ〕 国全文：ヲホセ 〔ベキ〕 全：	【この小松御門（光孝天皇）は、御病気が重くなつてご臨終の際、御子は数多くおいでになつたけれども、どの御子に位を継がせるかということ、はっきりとおっしゃることがお出来にならなかつた。いま自分がこのように天皇として仰がれているのも、この基経のおかげなのであるから、また今度も彼に相談しようと、お考えになっていたのではあるか。御病床に昭宣公が参上して、「位はどなたにお譲りになりますか」と申し上げられると、「そのことであるが、ただそなたのはからいによるのみである」とおっしゃつたので、当時、寛平法皇は王の侍従として、第三の御子であったが、基経は「あの方こそふさわしくいらっしゃいます。よいご国君におなりでしょう」との向きを申し上げたところ、天皇は限りなくお喜びになり、すぐにお呼び寄せになつて、その旨をお聞かせになつた。】

			なし	
285		寛平〔ノ〕御記ニハ、左ノ手ニテ〔ハ〕公ガ手ヲトリ、右ノ手ニテハ朕ガ手ヲトラヘサセ給テ、ナクナク「公〔ガ〕恩マコトニフカシ、ヨクヨク是ヲシラセ給ヘ」ト申ヲカレケルヨシコソ〔カハセ給〕タンナレ。	〔ノ〕国：なし 〔ハ〕文：なし 〔ガ〕国：なし、全：ノ 〔カハセ給〕 国：申ヲカレ	【寛平法皇の御手記には、「左の手には昭宣公の手をとり、右の手にはわたくしの手をお取りになって、涙ながらに『昭宣公の恩はまことに深いものである。よくよくこのことを心に銘じておいでなさい』とお言い遺しになった」との旨、お書きになっているということである。】
286		中中カヤウノコトハ、カク其御記ヲミヌ人〔マデ〕モレキク〔事ノ〕カタハシヲカキツケタル〔ヲ〕、マサシク御記ヲミン人モミアハセタラバ、ワガ物ニナリテアハレニ侍ナリ。	〔マデ〕全：マデモ 〔事ノ〕国：ゴトク 〔ヲ〕文阿：ニテ	【どうしてもこういうことは、このようにその御手記を見ていない人までが、洩れ聞こえた事的一端を書きつけることになるが、まさしく御手記を見た人とも、その内容をつき合わせるならば、自分のことのようになって、感銘深いものである。】
287	154-5	サテ寛平ハ位ニツカセオハシマシケルハジメヨリ、「我身ハ無下ニ聖主ノ器量ニアラズ」トテ、「トクオリナン」トツネニ昭宣公ニオホセアハセケルヲ、「イカデカサル事候ン」トノミ申サレケレバ、「サラバー向ニ世ノマツリコトヲシテタベ」〔ト〕ウチマカセテオハシマシケル程ニ、十年タモチオハシマシケル〔第六年〕〔カ〕ニ、昭宣公ウセ給ニケレバ、ソノ太郎ノ時平ト菅丞相トヲ内覧ノ臣ニサダメラレテ、遺誠カハセ給テ三十一ニテオリサセ給テ、延喜ノ御門ハ醍醐天皇ト申ニ御譲位アリケレバ、十三ニテイマダ御元服モナカリケルヲ、今日只元服ヲシテ位ニツカントテ、ニハカニ御元服アリテ摂政ヲモチキラレズ、寛平ノ御遺誠ノマハニ時平ト天神トニ、マツリコトヲオホセアハセテアリケルホドニ、十七ノ御歳、延喜元年ニ北野ノ御事〔ハ〕イデキニケリ。	〔ト〕全文：トテ 〔第六年〕 全：第六年メ 〔カ〕阿：なし 〔ハ〕阿：なし	・以下、菅原道真の左遷と、その後の経緯が意味するところを解釈する段落。 【さて、寛平法皇は、即位されたはじめから、「自分は全く聖なる王の器量ではない」として、「早く位をおりたい」と常に昭宣公に訴えておいでになったが、昭宣公は「どうしてそのような事がありますか」とばかりお答えしていたので、「それならばせめて、世のまつりごととはもっぱらそなたが行ってほしい」と、すっかり基経にお委ねになっていらしかった。ところがそのうちに、十年御在位であったうちの第六年目であったか（第四年目の誤り）、昭宣公が没せられたので、その長男の時平と菅丞相（菅原道真）とを内覧の臣として定められ、『寛平遺誠』をお書きになって、三十一歳で位からお下りになり、延喜御門、すなわち醍醐天皇とおっしゃる御方に、位をお譲りになった。醍醐天皇は十三歳で、まだ御元服の儀も行われていなかったが、今日もとにかく元服をすませて位につこう、というわけで、にわかには御元服の儀をとり行い、摂政を任命することはせず、寛平法皇の御遺誠のとおり、時平と天神（道真）に、まつりごとについて御相談になっていたのであるが、御年十七の延喜元年に、北野の御事（道真が太宰府に左遷された事件）は起こったのである。】
288		ソノ事ハ、御門ドユハシキワガ御ヒガ事、大事ヲシイダシタリトヤオボシ〔メシ〕ケン、スベテ北野ノ御事、諸家、官外記ノ日記ヲミナヤケトテ、〔被焼〕ニケレバ、タシカニコノ事ヲシレル人ナシ。	〔メシ〕文：なし 〔被焼〕全文：焼カセラレ	【この事件について、天皇は、ご自分の重大な過ちから大事を招いてしまった、とお思いになったのであろうか、およそ北野の御事について書かれた、諸家や官外記（太政官の書記官）の日記を全て焼却せよと命ぜられ、それらが焼かれてしまったので、この事件のことを正確に知っている人はいない。】

289		サレドモ少々マジリテミユル処モアリ。		【しかし、残ったものの中に、この事件に関する記述が少々まじっているところもある。】
290		又カウホドノコト〔ア〕レバ、人ノ口伝ニイヒツタヘ〔イヒツタヘシ〕タルコトニテアレバ、事ノセンハミナ〔ミエル〕ニヤ。	〔ア〕国全文：ナ 〔イヒツタヘシ〕国全文：なし 〔ミエル〕国全文阿：ミユル	・「ニヤ」のニュアンス、不明。読み手に対する敬意から断定を避けた表現か。 【また、これほどの事件が起これば、人々の口伝によって次々に言い伝えてきたことであるから、この事件が真に意味するところは、みなうかがえるであろうか。】
291		権者タチノムマレテ、カヽルコトハアリケルニヤ。		・「ニヤ」のニュアンス、不明。同上。 【権者（神仏の権化である者たち）が出現して、このようなことは起こったのだろうか。】
292		サレド〔コト〕人ヲ権者ト云コトハナシ。	〔コト〕国全文：なし	【とはいえ、他の人間を、権者と呼ぶことはない。】
293		天神ハウタガヒナキ観音ノ化現ニテ、末代ザマノ王法〔ヲ〕マヂカクマモラントオボシメシテ、カヽルコトハアリケ〔リ〕トアラハニ〔知ル事〕也。	〔ヲ〕阿：なし 〔リ〕国全文：ル 〔知ル事〕国全文：知ラルヽ事、阿：知ルヽ	【天神こそは疑いもなく観音の化現なのであって、末の世における王法を、間近く寄り添って守ろうとお考えになって、このような事件は起こったのだと、明らかに知れるのである。】
294		時平ノ讒言ト云事ハ一定也。		【時平が道真を讒言したということは、確かである。】
295		浄蔵法師伝ニ〔モ〕見タリ。	〔モ〕国全文：なし	【浄蔵法師（三善清行の八男）の伝記にも、そのことが見える。】
296		サリナガラ八年マデハエトラセ給ザリケルニヤ。		【しかしながら、天神は死後八年（七年の誤り）に至るまでの間、時平をとり殺しになることが出来なかったのであろうか。】

297	天神ノ霊ノ時平ニツカセ給タリケルヲ、浄蔵〔ガ〕加持シテ、シタハカニセメケレバ、仏法威験ニカチガタクテ、浄蔵ガ父ノ善宰相清行存日ナリケレバ、善相公ニ汝ガ子ノ僧ヨビノケヨトネンゴロニ託宣シテオホセラレケレバ、浄蔵モヲソレテサリニケル後、ツキニ〔時平〕ウセ給ニケ〔ル〕トコソミエテ侍メレ。	〔ガ〕国：ト、全文：なし 〔時平〕国全文：時平ハ 〔ル〕国全文：リ	【天神の怨霊が時平におとりつきになったのを、浄蔵が加持を行って、きびしく調伏しようとしたので、天神の霊も仏法の効験の威力に勝つことは難しかった。そこで、浄蔵の父、善宰相清行（参議三善清行）が存命であったので、天神は善相公に、「お前の子の僧を呼び出して加持をやめさせよ」と、懇ろに託宣して仰せになったので、浄蔵もこれを畏れて（時平のもとを）去ったのち、ついに時平は死去されたと、（「浄蔵法師伝」に？）記してあるらしい。】
298	コノ御心ナラバ、スベテ内覧臣、撰籙ノ家ハ、天神ノ御カタキニテウシナハルベキニテコソアルニ、ヤガテ時平ノ弟ノ貞信公、家ヲ伝ヘ、内覧撰政アヤクニ繁昌シテ、子孫タフルコトナク、イマハデメダクテスギラルハコトヲフカク案ズルニ〔ハ〕、日本国小国〔也〕、内覧ノ臣二人ナラビテハ一定アシカルベ〔シ〕、ソノ中ニ太神宮鹿島ノ御一諾ハ、スエマダガフベキコトニアラズ、大織冠ノ御アトヲフカクマモラントテ、時平ノ讒口ニワザトイリテ御身ヲウシナヒテ、シカモ撰籙ノ家ヲマモラセ給ナリ。	〔ハ〕国全文：なし 〔也〕国文：なし、全：ニ 〔シ〕国文：キ	【天神の御心がこうであるならば、およそ内覧の臣・撰籙（撰政）の家は、天神の仇敵であって、滅んでしまうはずであるのに、すぐに時平の弟の貞信公（忠平）が藤原の家を継ぎ、あにはからんや、内覧撰政の家として繁栄して子孫は絶えることなく、今に至るまでめでたく時を過ごしてきたことについて、深く考えてみれば、（次のようになる。）日本国は小国である。そこに内覧の臣が二人並び立っては、きっと悪いことになるであろう。さらに、太神宮（皇室の祖神）と鹿島（藤原氏の祖神）とが御契りになったことは、末の世まで違えられてよいものではない。大織冠の御子孫を深く守ろうとして、天神は時平の讒言にわざと陥って自らの身をお亡ぼしになり、そのうえで、撰籙の家をお守りになったのである。】
299	アザアザトハ、時平コソカク心モアシケレ、貞信公ハ弟ニテ、菅丞相ノツクシハオハシマシケルニモ、ウチウチニ貞信公〔ハ〕御音信有リテ、申カヨハシナドセラルレバ、ソレヲバイカバハ〔アタミ〕思ハント云ヲモムキ也。	〔ハ〕国文：なし、全：ノ 〔アタミ〕国文：アタミ、全：アタニ	【明らかなこととしては、時平こそこのように心の悪い人物であったが、貞信公はその弟でありながら、菅丞相が筑紫へおいでになった時にも、内々に貞信公からは御消息があつて、便りを通わせなどなさっていたのであるから、そのような貞信公に対しては、どうして憎く思うことがあるのか、という趣があつた。】
300	コレモスナハチコトノ真実ヲコソイヘ。		【このことも、事の真実をそのまま伝えているのだ。（それなのに）】
301	賢ガ子、賢ナラズトコソ云ヘ。		【また、賢者の子は賢者ならず、と言うではないか。（それなのに）】
302	オホカタノ内覧臣、撰籙ノ家ヲカタキニトランコトハ世間ノ愚者ノ法也。		【内覧の臣、撰籙の家を、ひとからげに仇敵とするようなことは、決して天神のご本意と見なされるべきでない。それは）世間の愚者の仕方である。】
303	真実ヲコソトオボシメス、スヂノトヲサルハ事ヲ、カク〔ト〕モマメヤカニ心得人ナシ。	〔ト〕全：なし	【天神が、真実（の道理）をこそ（貫こう）とお考えになって、筋を通されたことを、こうであるとしっかり理解している人はいない。】
304	コレヲ返々マコトノ道理ニイレテ、カク心得ベキナリ。		【これら一連の出来事を、返す返す真実の道理の中にくくり入れて、今述べたように理解すべきである。】

305		サレバマヂカクコノ大内ノ北野ニ、〔一夜〕松〔オヒテ〕ワタラセ給テ、行幸ナル神トナラセ給テ人ノ無実ヲタマサセオハシマス。	〔一夜〕全 阿：一夜ニ 〔オヒテ〕国 文：ヲヒデ テ、全：ヲヒ イデ	【そうであればこそ、大内裏に間近な北の野（北野）に、一夜のうちに松を生やしてお渡りになり、天皇が行幸される神とおなりになって、真実に欠けた人のありようを、ただしていられるのである。】
306		コトニ撰籙ノ臣ノフカクウヤマヒ、フカク頼ミマイラセラルベキ神トコソアラハニ〔ハ〕心得侍レ。	〔ハ〕国全文 阿：なし	【とりわけ、撰籙の臣が深く敬い、深く頼み申し上げるべき神であると、明らかに知られるのである。】
307		カヤウ〔ノ〕方便教門ノ化導ナラデ、ヒトエニ劫初劫末ノマヽニテハ、南州衆生ノ果報ノ勝劣モ、寿命長短モ、カクテコソ。敬神帰仏縁フカクシテ、出離成仏ノ果位ニハ至ルベケレド〔モ〕、カヤウノサカヒニ入テ心ウル日ハ、一々ニソノフシブシハタガフコトナシ。	〔ノ〕全：ニ 〔モ〕阿：なし	<p>・「カクテコソ」の直後へ新たに句点を施し、「カクテコソ（アレ）」の意とした。「カクテ」が指すのは「南州衆生」の「果報ノ勝劣」や「寿命（の）長短」であり、全体の文意を、「それらがそのままである（それらをそのままに受け止める）ほかなくなってしまう」、と解する。</p> <p>・「カヤウノサカヒニ入テ」は、「カヤウノ方便教門ノ化導」にあずかって、の意としているが、そうした「サカヒニ入テ心ウル」境位と、「敬神帰仏縁フカクシテ、出離成仏ノ果位ニハ至ル」境位との対比的な関係の内実、また両者が「ベケレドモ」と逆接で結ばれていることの意味については、確定できない。可能性として、以下の二つを挙げておく。①「方便教門ノ化導」によることなくして「出離成仏ノ果位」に至るといふ、別種の道のりを想定した上での対比（「方便教門ノ化導」はそれとは異なる、という意味）。②どのような道のりによってであれ、最終的・究極的に到達すべき境地を想定しての対比（そこには到達しないまでも、あるいは、到達した境地を「方便教門ノ化導」によるものとして捉え返せば、という意味）。</p> <p>【このような「方便教門ノ化導」がなく、ひとえに「劫初劫末のまま」であっては、南州衆生の果報の優劣も、寿命の長短も、単にそのままであるほかなくなってしまう。神を敬い仏に帰依する縁が深く、迷いの世界を離れ成仏に至ることはあるだろうが、（そうではなく or そこまでは到達せずとも or 到達したその境地を）このような「方便教門ノ化導」にあずかって得心するならば、一つ一つの事からは、「方便教門ノ化導」の節々として、かみ合わないことがない（とわかるはずである）。】</p> <p>大系本頭注</p> <p>【こういうふうには仮に神となって衆生を導くというやり方でなくて、ただ劫初劫末の四劫循環の理法のままでは、南閻浮洲の衆生の解せにおける果報が勝っている事、劣っている事、寿命の長い、短いの差もわからず、こういうふうには北野天神があつて道理を教えてください、一層神仏を信仰する縁をみちびき、俗世間から脱して成仏するという結果にもなるうが、こういうふうには了解する時に、一々の事柄が道理に皆かなっていいのである。】</p> <p>大隅訳 (p. 152-153)</p>

				【このように仏が仮に神の姿をとってこの世にあらわれて人々を導くというやり方がなかったならば、人々はただ劫初から劫末へと循環していく理法の中にいることになり、この世界に生きている人々の果報がすぐれているか劣っているかということや、その人々が与えられている寿命が長いか短いかということもよくわからないであろう。このように北野天神があらわれて、世の中のあり方を示してくださるからこそ、人々は神を敬い仏に帰依することの深い縁に導かれていき、この迷いの世界から離れて仏の悟りの境地にまで到達することもできるのである。それはともかく、こういうことがわかってきて、そのうえで物事をながめるようになると、いちいちの事柄はすべて道理にかなっていることがよく理解できるのである。】
308	156-15	サテ寛平八卅一ニテ御出家アリテ、弘法大師門流真言ノ道ヲキハメテ、承平九年ニ御年六十五ニテ御入滅トコソ承ハレ。		・以下、道真の左遷に対する宇多上皇の疑義が斥けられたこと、すなわち、この段階ではいまだ上皇の為政への関与が認められなかったことを記述する段落。 【さて、寛平法皇（宇多天皇）は三十一歳（三十三歳の誤り）で御出家され、弘法大師門流の真言の道をおきわめになって、承平九年（元年の誤り）に御年六十五歳でお亡くなりになったと承っている。】
309		北野ノ御事ノ〔トキ〕、内裏ニマイラセオハシマシテ、イカニカハルコトヲバト申サレケレドモ、国ノまつリコトヲユヅリタマヒテノチハ、シラセオハシマスマジトコソサダメラレテ候ヘトテ、キハ入サセオハシマサズトコソハ申伝テ侍メレ。	〔トキ〕 国全文：トキハ	【北野の事件の時、宇多上皇は内裏においでになり、「どうしてこのようなことをなさるのか」と（醍醐天皇に）お尋ねになったが、天皇は「国のまつりごとをお譲りになった後は、上皇は統治に参与されてはならないと定められております」として、訴えをお聞き入れにならなかった、と言いつたようである。】
310		ツキニエ申イレサセ給ハズ。		【最後には、お申し入れをすることもお出来にならず、】
311		申ツグ人ナカリケリトゾ〔又申メル〕。	〔又申メル〕 阿：申ヌル	【取り次ぐ者もなくなってしまったとも、言われているようである。】
312		ソレモ心ハタマコノ御心ニテヲコナハレケルナリ〔ケリ〕。	〔ケリ〕 全：なし	【事の顛末（道真の左遷）も、根本においては、ひとえにこうした天皇の御心で行われたことなのであった。】
313		昔ヨリオリキノ御門ニナリテ、ヨノ事シラセ給コトハナキナリ。		【昔から、退位された上皇というご身分になって、世のまつりごとをお執りになることはなかった。】
314		ヨノスエニナリテカクナルベシトイフコトモ、イマダオボシメシヨラザリケン。		【末の世になって、このように（院政が行われるように）なるであろうということも、いまだ思いもよらなかったであろう。】
315		君ハ臣ヲウタガヒ、臣ハ君ヲ〔 ^{〔疑ハ〕} ヘツラフ〕コトノ〔イデキタリテ〕、中ニ大上天皇世ヲシロシメス也。	〔疑ハ〕 国全文阿：なし 〔ヘツラフ〕	【天皇は臣下を疑い、臣下は天皇にへつらう、ということが出来てきた中であって、太上天皇が世を治めることになったのである。】

			国全：疑フ 〔イデキタ リテ〕全：出 デ来タチテ	
316		メデタクウツリユクナルベシ。		【めでたい移りゆきであると言えよう。】
317		コノ北野ノ御事ハ日蔵ガ夢〔記〕人モチキネドモ、又 ヒガコトニハアラヌナルベシ。	〔記〕国全： なし	【この北野の御事については、日蔵（三善清行の子）の『夢記』にも記述があり、人は取り上げないが、それもまた間違っただけではないであろう。】
318		延喜ハ卅三年マデタモタセ給タリ。		【醍醐天皇は、三十三年もその位をお保ちになった。】
319		其後ハ三十年ニヲヨビテヒサシキ御位ハナシ。		【こののちは、三十年にも及ぶ長い御在位となった天皇はいらっしゃらない。】
320	157-11	コノ貞信公御子ニ小野宮・九条殿トテオハス〔メリ〕。	〔メリ〕全： ナリ	・以下、小野宮殿と九条殿（藤原実頼・師輔兄弟）、および九条殿の師であった慈恵大師（良源）について記述する段落。 【先ほどの貞信公（忠平）の御子に、小野宮（実頼）と九条殿（師輔）という御方がいらっしやった。】
321		此事ドモハ、ヨツギノ鏡ノ巻ニコマゴマトカキタレバ 申ニヲヨバネドモ、ツジツジノアフトコロヲバ申ベキ ニヤ。		【御二方をめぐる事がらについては、世継ぎの鏡の巻（『大鏡』）にこまごまと書いてあるので、今さらここで言う必要もないが、要所要所の（それと）合致しているところについては、述べるべきであろうか。】
322		弟ノ九条〔右丞相〕、アニノ小野宮殿ニサキダチテ一定 ウセナンズトシラセ給テ、「我身コソ短祚ニウケタリト モ、我子孫ニ摂政ヲバ〔伝〕、又我子孫ヲ帝ノ外戚ト ハナサン」トチカヒテ、観音ノ化身ノ叡山ノ慈恵〔大 師〕ト師檀ノ契フカクシテ、横川ノ峯ニ楞嚴三昧院ト 云寺ヲ〔立テ〕、九条殿ノ御存日ニハ法華堂バカリヲマ ヅツクリテ、ノボリテ大衆ノ〔中〕ニテ火ウチノ火ヲ ウチテ、「我が此願成就スベク〔バ〕三度ガ中ニツケ」、 トテウタセ給ケルニ、一番ニ火ウチツケテ法華堂ノ常 燈〔ニ〕ツケラレ〔タリ〕。	〔右丞相〕国 全文：右丞相 ハ 〔伝〕国全 文：ツタエン ニ 〔大師〕国全 文：大僧正 〔立テ〕国全 文阿：立テ、 〔中〕全文： 内 〔バ〕全阿： ハ 〔ニ〕全文：	【弟の九条右丞相（右大臣）は、自分はきっと兄の小野宮殿に先立って死ぬであろうと悟られて、「わが身は短命に終わると定められているが、わが子孫に摂政を伝えたい。またわが子孫を天皇の外戚にしたい」との誓いを立て、観音の化身である比叡山の慈恵大師（良源）と師檀（師僧と檀越）の契りを深く結び、横川の峰に楞嚴三昧院という寺を建立された。九条殿のご存命中にはまず法華堂だけが造られたが、九条殿はその堂にのぼって、衆徒に囲まれた中で火打ち石を打ち、その際「わが願いが成就すべきものならば、三度打つうちにつけ」と言ってお打ちになると、一度めの打ちで火がつき、その火を法華堂の常燈にともされたのであった。】

			ニハ 〔タリ〕全： タリケリ	
323		イマニキエズト申伝ヘタリ。		【その火は、今に至るまで消えていないと言い伝えられている。】
324		サレバソノ御女ノ腹ニ、冷泉・円融両帝ヨリハジメテ、後冷泉院マデ、継体守文ノ君、内覧撰籙ノ臣アザヤカニサカリナリ。		【それゆえ、そのご息女の腹にお生まれになった、冷泉・円融両天皇にはじまって、後冷泉天皇に至るまで、皇位を継承し秩序をお守りになる天皇、また内覧・撰籙の位にのぼる臣下も、(九条殿のご子孫が) きわだって栄えたのである。】
325		〔其後〕、閑院ノ大臣ノカタニウツリテ、又白川・鳥羽・後白川、太上天皇ナガラ世ヲシロシメス〔君ニ〕ハオハシマス。	〔其後〕文： ソノ、チハ 〔君ニ〕全 文：君々	【その(後冷泉天皇の)後は、閑院の大臣(師輔の子、公季)の系統に移って、また(その中で)白河・鳥羽・後白河天皇は、太上天皇でありながら世をお治めになる御方でいらっしやった。】
326		後白川ノツギニハ、当院伝テオハシマスモ、 <u>中関白道隆</u> ノ〔スヂ〕ナリ。コノ日本国観音ノ利生方便ハ、聖徳太子ヨリハジメテ、大織冠・菅丞相・慈恵大僧正〔カク〕ノミ侍ル事ヲフカク思シル人ナシ。	〔スヂ〕文 阿：御スヂ 〔大師イ〕国 全文阿：なし 〔カク〕国 文：カクノゴ トク	・「中関白道隆ノ〔スヂ〕ナリ。」と句点を新たに打った(大系本は読点)。 【後白河院のつぎには、当代の院(後鳥羽上皇)が院政を継いでいらっしやるが、この院も、(師輔の子孫である)中関白道隆の血筋にあたっている。】 【この日本国において、観音による衆生を利するための方便は、聖徳太子にはじまって、大織冠・菅丞相・慈恵大僧正、このような方々の御出現であるに他ならないということを、深く考え知る人はいない。】
327		アハレアハレ王臣ミナカヤウノ事ヲフカク信ジテ、聊モユガマズ、正道ノ御案ダニモアラバ、劫初劫末ノ時運ハ不及力、中間ノ不運不慮ノ〔災難〕ハ侍ラジモノヲ。	〔災難〕阿： 交難	【ああ、王も臣下もみな、こうしたことを深く信じて少しもゆがまず、正しい道をお考えになることさえあれば、劫初・劫末という時のめぐりについては力及ばなくとも、その中における不運や不慮の災難は、起らないであろうに。】
328		〔サレバ〕ヨクヲコナハルハ世ハミナ〔天〕ハ徳ニカタズトテノミコソ侍レ。	〔サレバ〕 阿：サレバ (誤植?) 〔天〕阿：友	【だから、よく治まった世においてはすべて、災難は徳に勝てない、ということに尽きているのである。】
329		ソノ九条右丞相ノ〔世〕ヲボヘハ、ナラブ人モナカリケレバニヤ、延喜ノ御ムスメ、村上ノ内裏ニ御同宿ニテアリケルヲ、ハジメハシノビヤカナレド〔モ〕後ニハアラハレニケリ。	〔世〕全：世 ノ 〔モ〕国全 文：なし	【さて、その九条右丞相に対する世の評判には並ぶ人もなかったからであろうか、延喜(醍醐天皇)のご息女で、村上天皇の内裏にお住まいだった御方のもとへ通われた。はじめは忍びやかであったが、後には広く知られることとなった。】

330		内親王ニテ弘徽殿ニスヘマイラセラレタリケル也。		【内親王として弘徽殿に住まわされていた御方である。】
331		閑院ノ太政大臣公季ト申ハソノ御ハラナリ。		【閑院の太政大臣公季というのは、この御方を母とする方である。】
332		閑院〔ワ〕コトナル華族ノ人トヨニ云コトハコノ故ナリトコソ申メレ。	〔ワ〕阿：なし	【閑院流の血筋の人々をとくに華族の人と世に称するのは、このことゆえだと言われている。】
333	158-16	サテコノ九条右丞相師輔ノ家ニ撰録ノ臣ノツキニケル事ハ、小野宮殿ウセ給テ、九条殿ノ嫡子一条撰政伊尹〔撰政〕ニ〔ナリ、又〕コレハ円融院ノ外舅ニテ右大臣ニテ有レバ、九条殿ハ撰録セザリシカバ、〔ナニトテ〕カタヲナラ〔ブ〕ベキモ〔ノ〕ナクテ、カクハ侍ナリ。	〔撰政〕全：撰録 〔ナリ、又〕国全文：ナリヌ。 〔ナニトテ〕阿：ナドニテ 〔ブ〕国全文：べ、キホフ 〔ノ〕国全文：なし	・以下、撰政・関白のあり方（任命のされ方）について大きく振り返る内容として、ここで段落を改める。 【さて、この九条右丞相師輔という御方の家に、撰録の臣が引き継がれていった経緯については、（以下の通りである。）小野宮殿（実頼）が亡くなって、九条殿の嫡子である一条撰政伊尹が撰政になった。この人物は円融天皇の母方の伯父であって、当時右大臣であった。九条殿（ご自身）は撰録の任につかなかったので、もはや肩を並べる者はなくて、このような次第となったのである。】
334		地体ハ藤氏長者トイフコトハ、上ヨリナサルハコトナシ。		【そもそも、藤原氏の長者というものは、朝廷から任命されるというものではない。】
335		家ノ一ナル人ニ次第ニ朱器台盤・印ナドヲワタシワタシスルコトナリ。		【家において長となる人物に対して順番に、朱器台盤と氏長者の印などを、渡し伝えていくものである。】
336		ソノ人又オナジク内覧ノ臣トハナル也。		【その人物がまた、（先代と）同じように内覧の臣となるのであった。】
337		関白撰政ト云コトハ、必シモタエズナルコトニハアラズ。		【関白・撰政というものについては、必ずしも絶えず置かれるというわけではない。】
338		撰政ハ幼主ノ時バカリナリ。		【撰政は、幼主の時だけのものである。】
339		忠仁公ノ後ハ、タゞ藤氏長者内覧ノ臣ニナリヌルヲ一ノ人トハ申ナリ。		【忠仁公（良房）以後は、もっぱら、藤原氏の長者で内覧の臣となった者を、「一の人」（宮中の席次で第一席につく人）と呼ぶのである。】
340		内覧モカナラズシモナキコト也。		【内覧も、必ずあるというものではない。】

341		関白〔ハ〕昭宣公摂政ノ後ニ関白ノ詔〔ハ〕ハジマリケリ。	〔ハ〕国全文：モ 〔ハ〕国文：なし	【また関白については、昭宣公（基経）が摂政となった後に関白の詔を下されて、はじまったものである。】
342		漢ノ宣帝ノ時、霍光ガマヅアヅカリキカシメテノチニ奏セヨト、ウケタマハリケル例ナルベシ。		【漢の宣帝の時代に、万事まずは霍光にあずかり知らせた上で、その後に帝へ奏上せよとされていた、その先例を受けたものであろう。】
343		小野宮殿ノ摂政ヲヘズシテ関白詔ハジマリケルヲバ、ヲソレ申サレケリ。		【小野宮殿は、摂政を経ずに関白の詔を賜ることがはじまったのを、恐れ多いとしておられた。】
344		サレバ延喜ノ御時、時平ウセ給テノチト、天曆ノ御時〔ニ〕ハ内覧臣ダニナ〔シ〕。	〔ニ〕全：ト 阿：トニ 〔シ〕国全文：ク	【それで、延喜（醍醐天皇）の御代、時平が亡くなったのちと、天曆（村上天皇）の御代には、内覧の臣さえもなかったのである。】
345		マシテ摂政関白ト云ツカサモナサレズ、唯藤氏長者、一ノカミニテ、延喜ノ御時ハ貞信公、後ニコソ朱雀院八ニテ御位ナレバ摂政〔ニ〕ナラセ給へ。	〔ニ〕国文：ニハ	【ましてや、摂政関白という官職も任命されず、ただ藤原氏の長者が、左大臣となるだけのことであって、延喜の御代は、貞信公（忠平）がそうであった。（ただし貞信公は、）後にこそ、朱雀天皇が（わずか）八歳のご即位だったので、摂政になられたのであるが。】
346		村上ニハハジメハ貞信公関白如元トテ有リケレド、ウセサセ給テ後ハ、左大臣ニテ小野宮殿コソハタバーノ上ニテ事ヲコナヒテ、冷泉院御時、直関白ノ詔有リケ〔リ〕。	〔リ〕国文：レ、全：レバ	【村上天皇（の御代）におかれては、はじめは貞信公に、前代（朱雀天皇の代）と同じように関白をつとめよとの詔を下されたが、貞信公が亡くなられたのちは、左大臣の小野宮殿が、あくまでも左大臣として事をとりしきられた。（しかし）冷泉天皇の御代には、ただちに関白の詔が下った。】
347		時ノ君ノ御器量ガラニテ、カツハヲカルハコト也。		【このように、時の天皇の御器量によって、（内覧・摂政・関白とは）置かれたり置かれなかったりすることである。】
348		ヨノスエハ、ミナ君モ昔ニハニサセ給ズ、マコトノ聖主ハアリガタケレバ、イマハ様ノ〔事ト〕摂政関白ノ名ハタフルコトナシ。	〔事ト〕国全文：ゴトク	【世の末になれば、およそ天皇も昔のようではおありでなく、本当の聖主というものは希有であるので、今はお決まりのこととして、摂政・関白の名が絶えることはない。】
349		ソレモ御堂ノハジメ、一条院、三条院、知足院殿ノハジメ、堀川院、コノフタハビハ内覧バカリニテ、関白ニハナラセ給ザリケリ。		【それでも、御堂（道長）のはじめ、（つまり）一条天皇から三条天皇へかけての時期と、知足院殿（忠実）のはじめ、（つまり）堀河天皇の時期、この二度の場合は、内覧だけであって、御二方とも関白には任ぜられなかった。】
350		ヤサシキコト也。		【つつましいことである。】

351	160-5	貞信公ノ御事ハ、イカニモイカニモタバウチアル人ニハオハセズ。		・以下、貞信公（藤原忠平）および小野宮殿（藤原実頼）の逸話を紹介する内容として、段落を改める。 【さて貞信公という御方は、とてもとても、ただの平凡な人ではいらっしやらなかった。】
352		将門ガ謀反ノ時、禁中ニ仁王会アリケル。		【将門が謀反をおこした時、宮中で仁王会が行われた。】
353		コトヲコナヒ給ケルニ、コエバカリニテヲコナヒ給テ、身ハ人ニミエ給ハザリケリ。		【法会が行われている時に、貞信公の声ばかりでおつとめされ、お姿は人に見えなかった。】
354		隠形ノ法ナド成就シタ[ル]人ハ、カクヤト覚ケル[ハ]、タシカニイヒツタエタルコト也。	[ル] 国全 文：ラン [ハ] 全：ト ハ	【隠形の法などを会得している人は、こうなのかと思われたとは、確かに言い伝えているところである。】
355		又小野宮ドノ、ウセラレタリケル時、トブラヒノタメ門ニ人オホクキタリアツマリタリケルガ、昔ハ徳有ル人ノウセタルニハ、挙哀トイヒテ、アツマレル人、声ヲアゲテ哀傷スルコトアリケレド、今ハサル人モナキニ、コノ時門外ニアツマレル貴賤上下、挙哀ノ声ヲノヅカライデキテカナシミケルコソ、天下ニナゲクベキコトキハマリニケリト人ハ申ケレ。		【また、小野宮殿が亡くなられた時、弔いのため門前に多くの人が集まってきた。昔は徳のある人が亡くなった時には、挙哀といって、集まった人々が声をあげて哀傷する習わしがあったが、近ごろはそんなことをする人もないのに、この時、門外に集まった貴賤・上下の人々の間からは、挙哀の声がおのずからおこり、彼らは悲嘆にくれた。これにつけても、「世の中で嘆くべきことはここにきわまった」と人々は言った。】
356		カヤウノコト [ヲバ] 思シルベキコト也。	[ヲバ] 阿： ハ	【このようなことを、深く心に刻むべきである。】